


街なみ環境整備事業

パンフレット

美しい景観、
良好な居住環境の形成のために

 国土交通省住宅局



街なみ環境整備事業とは

街なみ環境整備事業は、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して美しい景観の形成、良好な居住環境の整備を行うことを支援する事業です。

制度の概要

1 | 事業地区要件

1—街なみ環境整備促進区域

面積1ha以上かつ、次の要件に該当する区域等。

イ—接道不良住宅率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上。

ロ—幅員6m以上の道路の延長が道路総延長の1/4未満かつ、公園等の面積の合計が、面積の3%未満。

ハ—景観計画区域または景観地区を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域を含む区域、及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域。

2—街なみ環境整備事業地区

1の区域内において、地区面積0.2ha以上かつ、土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区。

(ただし、景観計画区域または景観地区、歴史的風致維持向上計画の重点区域においては「街づくり協定」は不要)

2 | 事業主体

地方公共団体等

3 | 助成対象 []内は補助率

1—協議会活動助成[事業費の1/2]

3—街なみ整備事業[事業費の1/2]

2—整備方針策定事業[事業費の1/2]

4—街なみ整備助成事業[事業費の1/3]

制度の活用イメージ

※制度の詳細な内容は住宅市街地整備ハンドブックでご確認ください。

協議会の活動の助成

[補助率:事業費の1/2]

- 勉強会、見学会、資料収集等

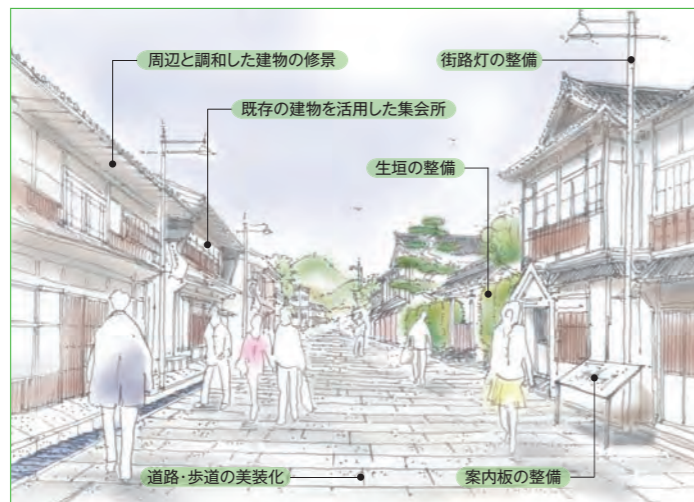
空家住宅等の除却

[補助率:事業費の1/2]

街なみ景観整備の助成

[補助率:事業費の1/2、1/3]

- 住宅等の修景
(外観の修景の整備)
- 景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用
(修理、移設、買取等)



地区内の公共施設の整備

[補助率:事業費の1/2]

- 道路・公園等の整備
- 生活環境施設の整備
(集会所、地区の景観形成のために設置する非営利的施設等)
- 公共施設の修景
(道路の美装化、街路灯整備等)
- 電線地中化等

以下のようなまちづくりを行いたい地区で、街なみ環境整備事業をご活用ください。

住宅等の修景整備を行い、地域固有の景観を守り、育てたい地区

旧城下町、御堂筋など、地域独自のたたずまいを今に残す地区において、住宅等の修景整備に活用することで、歴史的な街なみを維持、保全します。あわせて、電線の地中化や道路の美装化を行うことで、いっそう美しい景観を形成することができます。



街に新たな魅力を加えたい地区

中心市街地として活力の低下や、商店街の衰退などが課題となっている地区において、統一感のある住宅等の修景整備にあわせて電線の地中化や道路の美装化、小公園の整備などに活用することで、訪れて歩くことが楽しい新たな街の魅力を加えていくことができます。



老朽化した住宅が多く生活道路が未整備な地区

老朽化した住宅が目立ったり、狭い道路が多い地区においては、道路の整備にあわせた建替が街づくりのきっかけになります。街なみ環境整備事業を導入して、一定のルールの下での建替を順次誘導することで、良好な街なみを形成することができます。



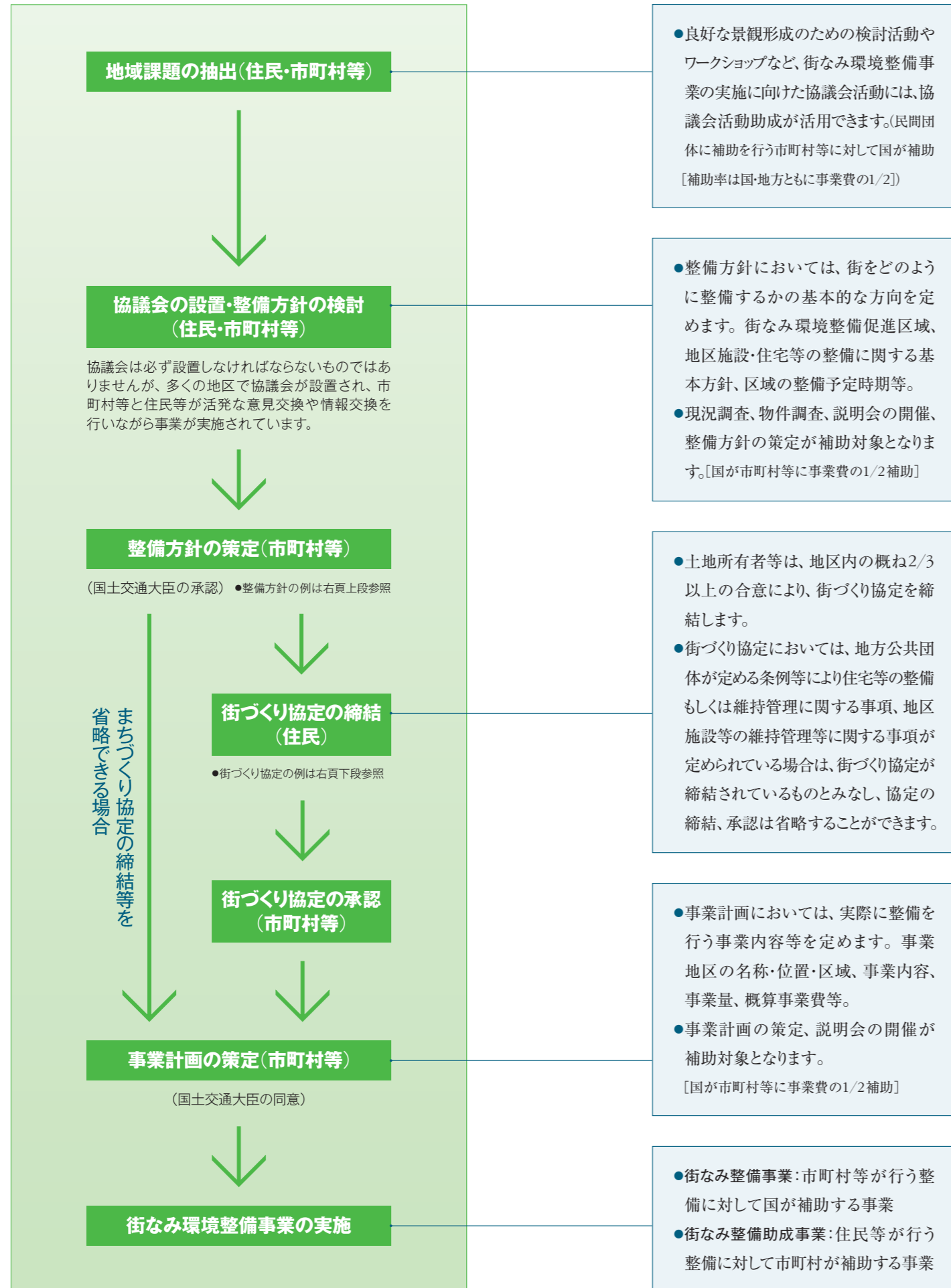
良好な景観形成を図りたい地区

地域の景観を積極的に「育てたい、つくりたい」という地区においては、地域の中で景観上重要となるような公共施設の整備や、これにあわせた道路の美装化・小公園の整備を行うなど、統一のとれた街なみを形成するための修景整備に活用することで、これまで以上に良好な景観を創出することができます。

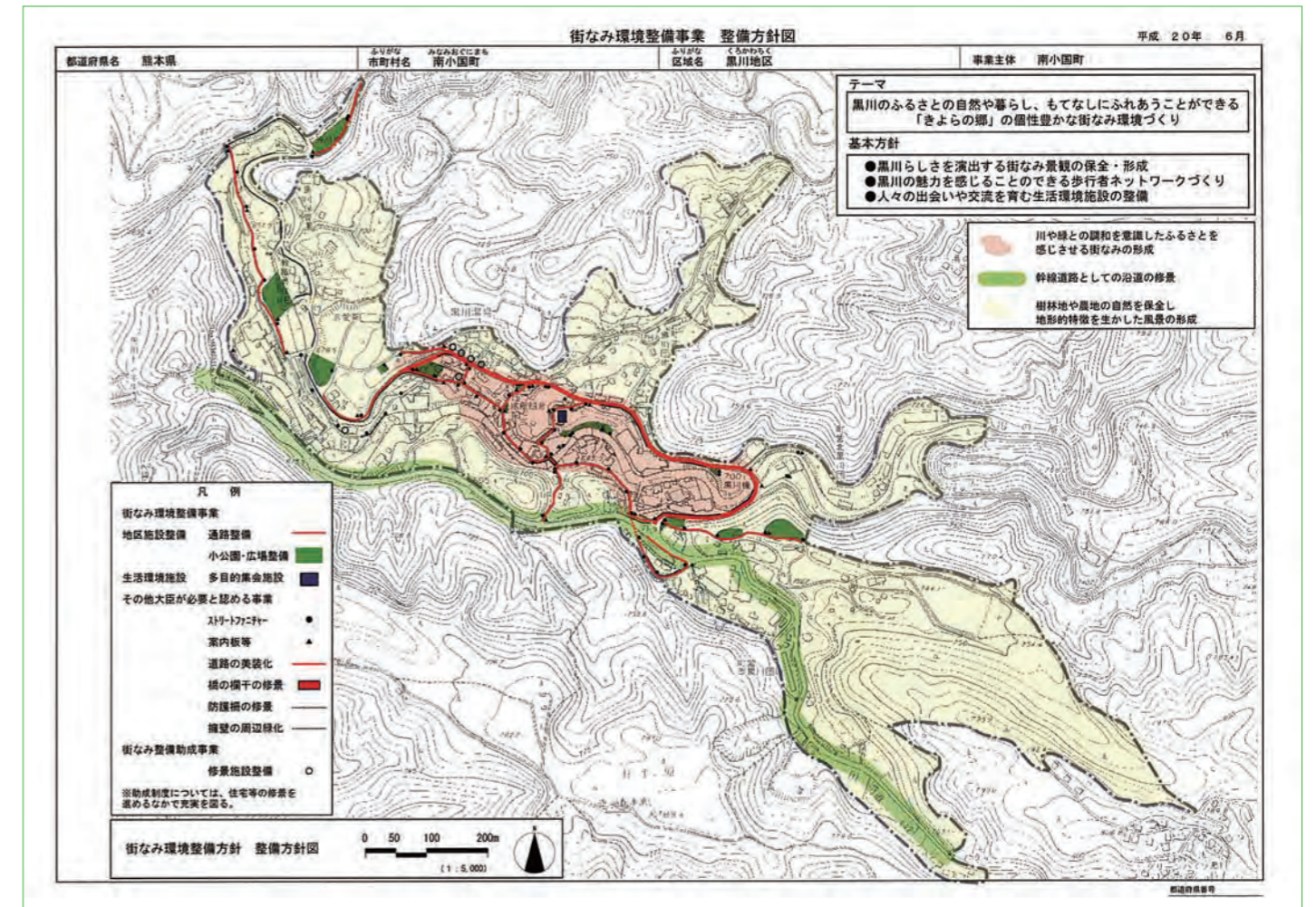


事業の流れ

●街なみ環境整備事業の事業フロー



●街なみ環境整備方針の例[熊本県南小国町黒川地区整備方針図] →事例10(23頁)参照



●街づくり協定の例[福井県大野市城下町地区七間通りまちづくり協定] →事例4(11頁)参照

目的
第1条
この協定は、第5条に定める区域内において、家屋及びその敷地(以下「建築物等」という。)の整備に関する事項を協定し、歴史的町並み景観の保全及び居住環境の整備改善を図ることを目的とする。

協定区域
第5条
協定締結の対象となる区域は、別図に示す区域とする。

建築物の整備に関する事項
第6条
建築物の整備は、別冊「七間通り十四条のまちづくり協定」による。

建築物の維持管理に関する事項
第7条
建築物の維持管理は、別冊「七間通り十四条のまちづくり協定」による。

地区施設及び生活環境施設等の維持管理に関する事項
第8条
大野市が街なみ環境整備事業に従って整備した地区施設、生活環境

の事項を変更しようとするときは、協定者の三分の二以上の合意によらなければならない。ただし、所有者等の変更については、権利の継承とみなし除外する。

協定の締結
第3条
この協定は、第5条に定める区域内の土地の所有者及び建物の所有を目的とする地上権及び借地権を有する者(以下「所有者等」という。)の三分の二以上の合意により締結する。(以下、協定を締結した地域を「協定区域」といい、協定を締結した者を「協定者」という。)

施設及び既存の地区施設、生活環境施設等の維持管理は、市と当該協定者が協議し適正に行うものとする。
第9条
1. 協定を適切に運用するため、大野市まちづくり協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
2. 委員会は、協定者の互選により選出された協定区域の代表者若干名と学識経験者、市職員をもって組織する。なお、委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 委員会に必要あらば専門家の出席及び発言を求めることができる。

役員
第10条
1. 委員会に次の役員を置く。
委員長 1名
副委員長 若干名
会計 1名
2. 委員長は、委員の互選により選出する。委員長は委員会を代表し、協定運営の事務を総轄する。
3. 副委員長は、委員の中から委員

長が委嘱する。副委員長は、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代行する。
4. 会計は、委員の中から委員長が委嘱する。会計は委員会の経理に関する業務を処理する。

有効期間
第11条
1. 本協定は市長の承認があった日から発効するものとし、その有効期間は同日から10年間とする。
2. 前項の有効期間は、協定者の合意により更新することができる。

合意事項
第12条
本協定について、協定者の合意の証として別紙合意書に署名捺印し、原本を委員長が保管し、その写しを協定者各自が保有するものとする。

水運で栄えた商家の街なみを 大学やNPOの 多彩なアイデアを活用して保全する

千葉県香取市 | 佐原地区

江戸時代、利根川水運の要衝として栄えた佐原。商家や蔵が残る小野川沿いと交差する香取街道沿いでは、小公園の整備、設備の修景、街路灯の設置や修景施設整備など、多岐にわたる整備を実施しています。

また、これらの整備にあたっては、大学やNPOの協力によって街の新たな魅力を引き出すアイデアを採用しています。



地区の中心を流れる小野川沿いに水運によって栄えた旧商家が残る。

考える会(現NPO法人。以下「考える会」)を中心に市、住民、大学が関わりながら進められてきました。

平成4年に「考える会」が市長に保存計画を提出したことをきっかけに官民協働で「佐原地区町並み形成基本計画」を作成、平成6年には市が「歴史的景観条例」を施行しました。平成8年には「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、「歴史的景観条例」に基づく修景整備が始まりました。

街なみ環境整備事業は平成17年から始まり、歴史的な街なみの整備と住環境の整備を方針に大学やNPOを巻き込んで多岐にわたる整備や助成を実施しています。

街の玄関口となる駐車場周囲の緑地の設計案は、大学生によるプロポーザルを実施し住民投票で決定したものです(写真1)。荒



写真2 | 大学生の設計によって実現した緑地整備。板塀で区切った路地状の空間を整備したことで、周辺の街なみとの間に連続感が生まれた。

街の概要

佐原地区は江戸時代に利根川水運の要衝として栄え、「小江戸」と呼ばれました。明治時代以降、運送形態の変化に伴い街は次第に衰退しましたが、現在も中央を流れる小野川と、これと交差する香取街道沿いには旧商家が残っています(写真3,4)。平成8年には関東初の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。

整備内容

佐原の街なみ保全活動は、市民団体「小野川と佐原の町並みを

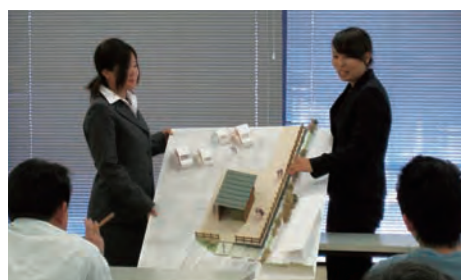


写真1 | 学生によるプロポーザルの模様。



図1 | 選ばれた設計案。

れていた生垣を板塀と休憩所を兼ねた路地空間に整備したことで、街なみに連続性が生まれ、隣接する住宅地との間に緩やかな境界を設けることができました。(図1、写真2)

また、市と住民の架け橋となっている「考える会」は、協議会の活動助成によって歴史的建造物の特別公開イベントや町なみ案内ガイドなどを実施しています。(写真5)

なお、街なみ環境整備事業では重要伝統的建造物群保存地区以外の事業区域で、建物の修景助成を実施し、これまでに20件の修景が行われました(写真6-8)。伝統的建造物群保存地区の



左:写真3 | 大正期、水運の街としての面影が残る佐原の街なみ。
右:写真4 | 現在の佐原の街なみ。



写真5 | NPO団体による歴史的建造物の特別公開。

DATA 平成21年3月末日時点

〔事業地区〕
区域の所在 千葉県香取市佐原
区域面積 約18.5ha
事業期間 平成17年度～平成26年度

〔主な実績〕
修景施設整備(助成) 20件
生活環境施設整備 —
電線地中化 —
道路美装化 約84㎡
小公園整備 2箇所
その他 協議会活動助成、街路灯整備(13基)、東電地上機等修景(2基)

〔担当部局〕
 千葉県 香取市 建設部 都市計画課
 TEL: 0478-50-1214

建物や門塀への助成は、文化庁による補助事業で進めています。

効果および今後の展開

プロポーザルの実施によって、新鮮な発想の提案がなされ、街なみづくりの幅が広がりました。これをきっかけに住民の意欲が一層上がることを期待しています。

今後は、回遊性を高めるため、電線の地中化工事にあわせて街路美装化や小公園の整備を行う予定です。



写真6 | 建具の修景、外壁の修理、屋根の葺き替えなどを行った修景事例。



写真7 | 年2回行われる祭りは佐原の名物で、街中を山車が曳き回される。山車を収納する蔵も修景した。



写真8 | かつて佐原にあったガス灯風デザインの街路灯を整備している。

異なる特徴をもつ4つの地区の個性に着目した街なみ環境整備事業の活用方法

長野県松本市 | 中町地区、お城下町地区、お城東地区、中央東地区

松本市では、^{なかまち}中町、^{しろしたまち}お城下町、お城東、中央東の4地区で街なみ環境整備事業を展開しています。
蔵のある街なみ、大正ロマン、地区それぞれに異なる街の特徴を活かして電線類の地中化、道路の美化化、建物の移築・修景、公園・広場の整備など多様なメニューを積極的に活用しています。

街の概要

松本市の中心市街地は、その中心部に築造400年を超える国宝松本城を構える歴史ある城下町です。今でも城下町の「町割」や明治期の「蔵」などが数多く散在し、豊富な歴史的資産に恵まれています。その一方で、県内第2の人口を有し、産業の拠点として発展を遂げてきた長野県の中核都市でもあります。

整備内容

松本市は、「中町」「お城下町」「お城東」「中央東」の4つの地区で街なみ環境整備事業を展開しています【図1、写真1,2】。各地区は

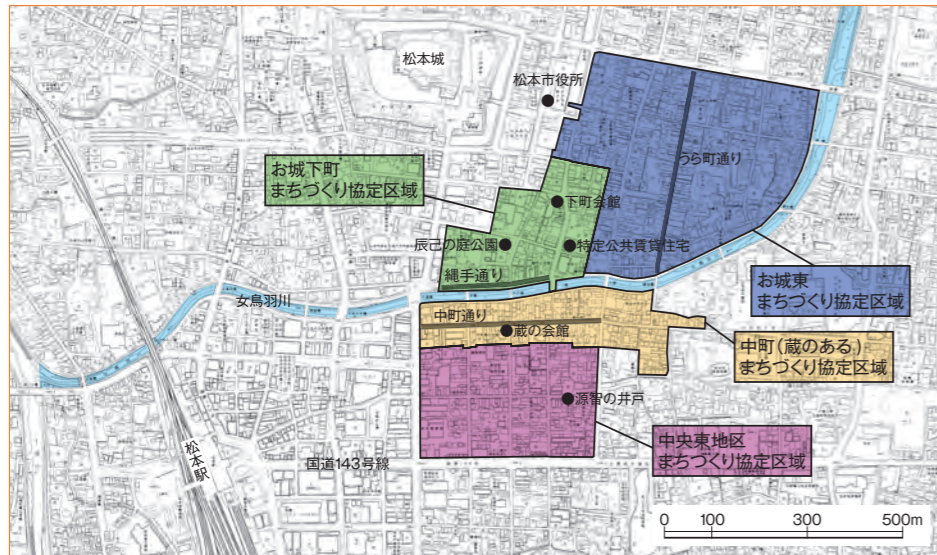


図1 | 松本市の中心市街地では、女鳥羽川(めとばがわ)を挟んで4地区(計約40ha)の街なみ環境整備事業を実施。平成22年度からは、現在の4地区を含み、新たに松本城周辺地区を加えた事業地区を設定し、総合的なまちづくりを推進する予定。



左:写真1 | お城東地区。うら町の道路整備を実施。
右:写真2 | 中央東地区。源智(げんち)の井戸周辺の道路の美化化を実施。



中町通り(中町地区)の街なみ。電線類の地中化、道路の美化化、沿道建物の修景等を実施。来街者が多く、空き店舗はない。

いずれも城下町のたたずまいをもとにしていますが、江戸・明治・大正・昭和の時代の流れの中で、それぞれ独自の発展を遂げており、街なみの特性が異なります。そのため、それぞれの地区の特徴を活かした整備が進められています。

代表的な中町地区では、通りに多く残る蔵に着目し、蔵のある街なみを活かした整備を行いました。電線類の地中化や道路の美化化、建物の移築や修景、藤棚の整備など多様なメニューを実施しています。【写真3】

お城下町地区の^{あげつちまち}上土町周辺では、地区の歴史を活かして大正ロマンの街づくりを進めています。洋風建築を移転・保存した下町会館の整備や、特定公共賃貸住宅の修景など、地域のコンセプトを大切にされた整備が行われています。【写真4,5】

また、事業に伴いまちづくり協定を締結した地区では、建物の新築・改築の際に、^{まちづくり推進協議会}施主(工事設計者)は、まちづくり推進協議会内の協定運営委員会で、建物の様式が協定に沿ったものかどうかの審査を受けています。まちづくり協定を締結した地区には、松本市都市景観形成事業補助金交付要綱により、新築・改築した場合の建物のファサード(正面)の改修費にかかる経費に対して、補助率2/3(限度額300万円)までを助成しています。【写真6】

効果および今後の展開

車の利用によって、一般的に中心市街地の歩行者通行量は減少傾向にある中で、中町通りでは空き店舗がなく、来街者の数も増加傾向にあります。

平成22年度から、現在の4地区に加え、新たに松本城周辺地区を含めた区域を事業地区に定め、個々の地区の連携を考慮しながら全体の回遊性を高め総合的な街づくりを推進する予定です。



写真3 | 中町にある「中町蔵の会館(愛称:中町・蔵シヅク館)」。中町近くの宮村町にあった造り酒屋の母屋、蔵、離れの3棟を平成8年に移築再生。展示施設や会議室、喫茶室として利用されている。
写真4 | お城下町地区の「下町会館」。老朽化した擬洋風の建物を所有者や地元建築士会の協力を得て移転復元し、耐震補強を行って集会施設等として整備した。
写真5 | お城下町地区。女鳥羽川沿いに建つ特定公共賃貸住宅。昭和34年までこの地にあった市庁舎をイメージして洋風の外観に修景。

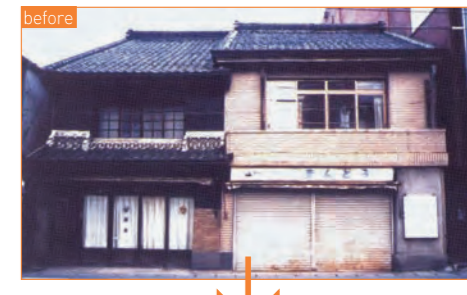


写真6 | お城下町地区[上]と中町地区[下]での修景の例。街づくり協定を締結した地区では、新築・改築した場合の建物のファサード(正面)の改修費にかかる経費に対して、補助率2/3(限度額300万円)までの補助金を交付。当初は市の単独事業としてスタート。現在は街なみ環境整備事業を活用している。

DATA	平成21年3月末日時点				
事業地区	●中町地区	●お城下町地区	●お城東地区	●中央東地区	
区域の所在	長野県松本市	長野県松本市	長野県松本市	長野県松本市	
区域面積	約6.2ha	約7.9ha	約17.4ha	約8.5ha	
事業期間	昭和63年度～平成13年度	平成5年度～平成22年度	平成13年度～平成22年度	平成16年度～平成25年度	
主な実績					
修景施設整備(助成)	—	—	—	5件	
生活環境施設整備	1箇所	1箇所	—	—	
電線地中化	380m	—	—	—	
道路美化化	2,992㎡	4,037.5㎡	8,622㎡	165㎡	
小公園整備	2箇所	4箇所	1箇所	—	
その他	通路整備	歩道橋整備、特 公賃住宅外装	—	—	
担当部局	長野県 松本市 市街地整備課 TEL: 0263-34-3252				

生活環境の充実と祭りの映える地域固有の街なみ創出術

岐阜県飛騨市 | 古川地区

伝統的な様式を継承しながら、新しい地域固有の住宅様式によって街なみが整う飛騨古川。建物の修景や公園広場の整備、電線類の地中化など生活環境の充実を図りながら、400年の歴史をもつ古川祭りの映える街なみづくりを進めています。



写真3 | 飛騨三大祭の一つ「古川祭り」が行われる壱之町通りの街なみ。通りには伝統的な様式を継承した新しい町家が建ち並ぶ。



写真2 | 飛騨市都市景観条例の基準に沿って建築された住宅。助成対象基準に適合した行為については、街なみ環境整備事業を活用して金額40万円、補助率1/3を上限に助成が行われる。



写真3 | 宮城橋広場。道路拡幅に伴う残地及び老朽化して除却された建物の敷地を利用して整備した。

街の概要

江戸時代に城下町として栄えた飛騨市古川地区は、街を流れる瀬戸川に沿って白壁土蔵が連なるなど、往事の面影が残る街です。そうした歴史ある建物だけではなく、伝統的な様式を継承した比較的新しい建物が建ち並ぶ特徴のある街なみが見られます。

毎年4月19、20日には地区内を中心に古川祭り(国指定重要無形民俗文化財)が開催され、街は祭りの舞台となります。

整備内容

平成8年の景観条例制定とほぼ同時期に街なみ環境整備事業を導入しました。事業では、景観条例と連携した民間建築物への修景助成を始め、主要な通りの電線類の地中化、道路の美化、小公園の整備、街灯の整備などを進めています。

古川地区の住宅は、いわゆる町家と呼ばれる形式ですが、庇を支える肘木に「雲」と呼ばれる装飾を施すなど、地域固有の住宅様式をもっています[写真1]。景観条例も、こうした町家を基準に制定。助成対象基準に基づいて建てられた建物に対しては、街なみ環境整備事業と連携して、金額40万円、補助率1/3を上限に助成を行っています。これまでに約160件の助成を行い、特徴的な古川地区の街なみづくりを後押ししています。[写真2] また、地区内には公園や広場が少ないため、道路拡幅で生じ



写真1 | 庇を支える肘木に「雲」と呼ばれる装飾が施されるのが、古川地区の町家の特徴。

たスペースなどを活用して公園を整備することにも力を入れています[写真3]。特に、古川祭りの祭り屋台が納められている屋台蔵は、地区住民の拠り所であり、街のシンボルでもあります。そのため地区内に10箇所ある屋台蔵前のスペースを修景し、隣接する集会施設を整備するなど、祭りが映える工夫を行いながら、地区住民の交流の拠点となるような整備を進めています。[写真4,5] おおこちよう いちのまち じのまち さんのまち 大横丁、壱之町通り、弐之町通り、三之町通りなど、地区内の主要な通りでは、電線類の地中化や道路の美化化を実施[写真6,7]。降雪の多い地域のため、消雪装置の整備も併せて実施し生活環境の向上を図っています。

効果および今後の展開

商店街の活性化に向けた空き店舗の有効活用などの取り組みと連携し、地域住民の意向を反映しながら道路や水路、公園などの修景計画を策定しています。こうした取り組みによって、空き店舗の活用と街なみ整備の相乗効果が期待されます。



龍笛台(りゅうてきたい)屋台蔵前広場



清曜台(せいようたい)屋台蔵前広場



麒麟台(きりんたい)屋台蔵前広場



青龍台(せいりゅうたい)屋台蔵前広場

写真4 | 屋台蔵前広場の修景整備。地区内に10箇所ある屋台蔵前広場と隣接する集会施設等の整備を実施。

DATA 平成21年3月末日時点

[事業地区]	
区域の所在	岐阜県飛騨市古川町
区域面積	約41.0ha
事業期間	平成8年度～平成22年度

[主な実績]	
修景施設整備(助成)	162件
生活環境施設整備	3箇所
電線地中化	665m
道路美化	1,688㎡
小公園整備	15箇所
その他	街路灯整備(57基)、ベンチ設置(40基)、空家住宅等除却(2箇所)

[担当部局]
岐阜県 飛騨市 基盤整備部 都市整備課
TEL: 0577-73-0153 (内線:4554)



写真5 | 三之町まちづくりセンター。町内会の集会所、祭りの稽古場などに活用。



写真6 | 大横丁の街なみ。電線類の地中化と道路の美化化を実施。



写真7 | 吉城川の流れを楽しみながら散策ができる真宗寺横の小路の整備。

事例 4 **広域で町割が残る稀少な城下町。その骨格を活かすための住民参加の手法**

福井県大野市 | 城下町地区

中心市街地のほとんどが城下町の町割を残している大野市。ここでは、旧町割の骨格を残し、活かすことと、地区内に住民が継続して住まうことを目標に、整備が進められています。また、整備方針を定める初期段階から一貫して、地域住民の参加によって街づくりが行われていることも大きな特徴です。



整備された七間通りにおける朝市の風景。正面の建物は登録有形文化財に指定されている造り酒屋。「七間通り十四条のまちづくり協定」で、修景のお手本とされている。

街の概要

大野市中心市街地は、越前大野城のもとに開かれた城下町。全国に数ある小京都のひとつに数えられる歴史都市です。綺麗な湧水が有名で、昭和60年には名水百選にも選ばれ、街の再評価がはじまりました。中心市街地のほとんどで昔からの街区、町割、水路がほぼそのまま残されているのも特長で、現存する町家が歴史的景観を形づくっています。

一方、平成に入り、中心市街地の人口減少が加速。空き家や空地が目立ち始め、これに歯止めをかけるためにも歴史的景観を整備して観光資源を整えとともに、空き家、空地の再活用を図る取り組みが行われています。

整備内容

大野市では、昭和60年に「HOPE計画」を策定したことを契機に、地域に根ざした街づくりを継続的に行ってきています。平成11年には大野市景観条例を施行。街なみ環境整備事業は平成14年から導入し、整備事業方針の検討が開始されました[図1]。ここで特徴的なことは、この方針づくりの時点から住民参加の手法がとられたことです。ワークショップで策定された方針には、住む人のための街づくりを具体化した項目(地区の骨格となる道・背割り水路などの動線の整備、防災ネットワークの拠点づくり(空き地や駐車場の整備も活用)、歴史資産の整備、裏庭の協調をはじめとする住環境の整備など)が盛り込まれました。

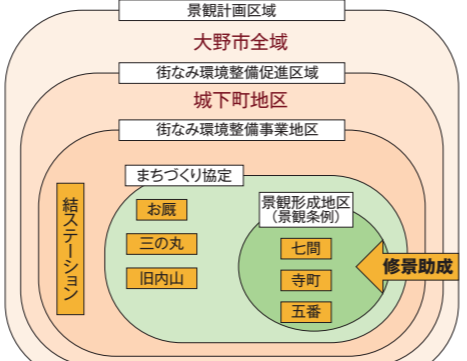
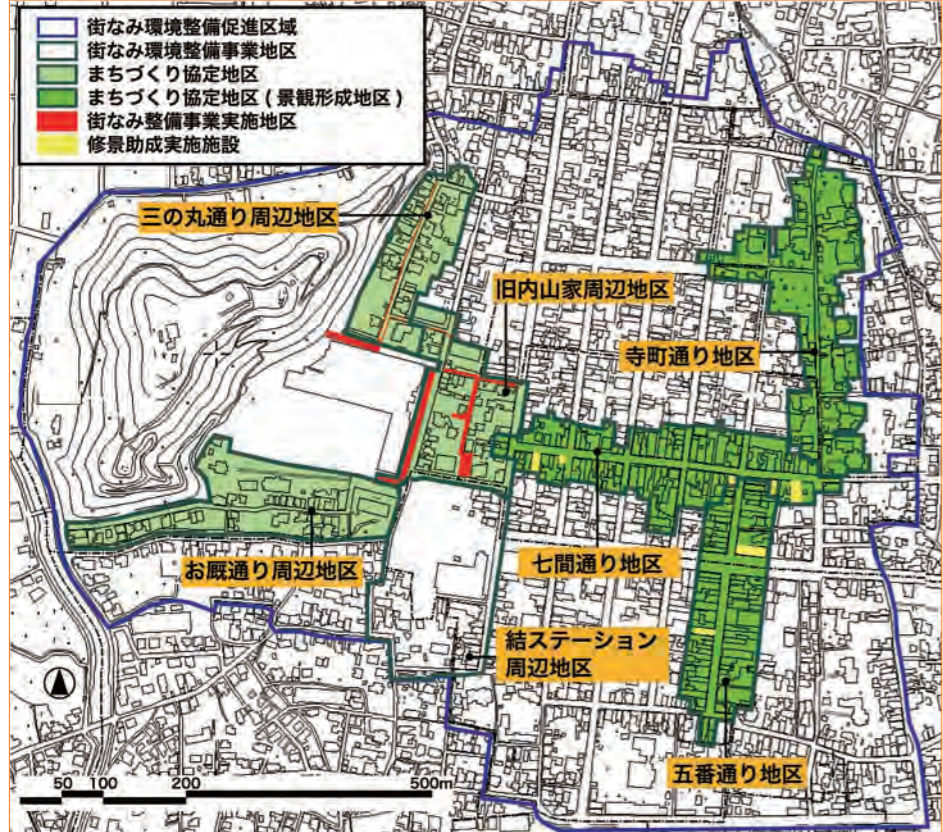


図2 | 大野市景観計画と街なみ環境整備事業の見取り図。事業実施7地区のうち、景観形成地区に指定されている3地区において修景整備への助成を実施。

図1 | 街なみ環境整備事業区域と整備内容。促進区域内のサイン整備・三の丸通り周辺地区—堀整備、小公園整備、下排水整備、道路の美装化、旧内山家周辺地区—通路整備、小公園整備、下排水整備、七間通り地区—住宅等への修景助成、五番通り地区—住宅等への修景助成を実施。

その後、具体的な事業計画及びまちづくり協定案の作成にもワークショップの手法が継続され、各地域の特色を活かした内容が、その地域住民の手を通じて盛り込まれました。[写真1]

街なみ整備事業では、通路・水路の整備、道路美装化、堀整備、小公園整備、サイン整備を実施しました[写真2]。特にサイン整備については、全4回のワークショップを実施し、「大野市公共サイン整備計画」を策定しました。ここでは、これまで個別に掲示していたサインを統一し、地区内15箇所に設置し直しました。街なみ整備助成事業では、特に重点的に景観整備を行う3地区(七間通り、寺町通り、五番通り)の住宅等への修景に助成を行っており、合計7件の修景整備が実施されました。[写真3、図2]

さらに、大野市では平成19年に景観計画を策定し、上記に挙げた住宅等への修景助成を行う3地区を景観形成地区に指定しています。

効果および今後の展開

現在、街なみの整備が進むことと併せて、観光客を含めた来訪者は増加傾向にあります。今後は、お蔭通り周辺地区や結ステーション周辺地区の整備、住宅などの修景を継続して行う予定です。さらに大野市では、平成20年に中心市街地活性化基本計画を策定しました。ここでは、「まちなか観光による交流人口の増加」「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を活性化の目標としています。また、平成22年に越前大野城が築城されてから430年となることから、「越前おおの」の魅力の全国発信と市民総参加を目指し、地元住民、行政が「原点への回帰」をコンセプトに協働で多様な取り組みを実行する予定です。



写真1 | ワークショップの風景。街なみ探検、地図の作成、旗揚げマッシュ、模型の作成、瓦版の発行などが行われた。全回を通じて福井大学と共同で実施。都市計画の専門家と交えることで、方針から協定にいたるまで一貫した住民参加が実現した。



写真2 | 旧内山家周辺地区では、大野城下の特徴である背割り水路を整備。その脇で使われなくなり雑草の茂った小径も整備して人の流れをつくった。用地、物件移転補償、透水性舗装、石積水路の復元等を実施。

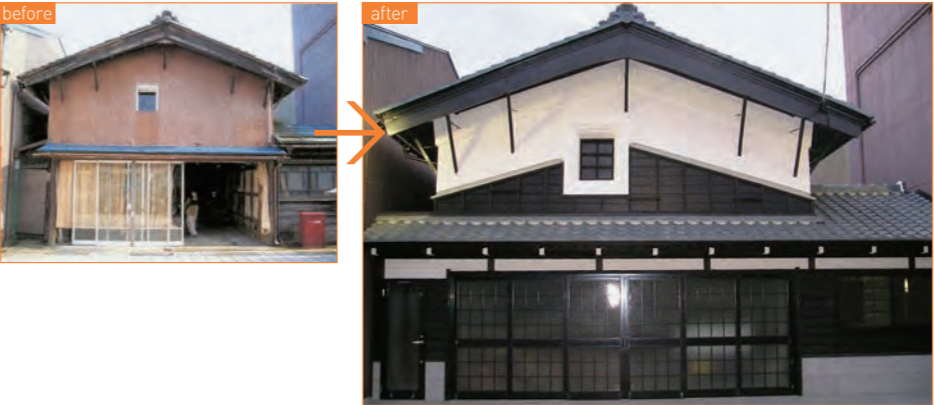


写真3 | 七間通り沿いの修景事例。朝市の立つ通りとして下屋庇にこだわり、通りに面する1階には下屋庇をつけ、軒裏は垂木のあらわとし、軒高は伝統的町家とあわせている。協定では全14条にわたる方針が定められ、伝統の継承を目指すも、一方で暮らしやすさを重視し時代のニーズに合わせることもある程度容認する内容になっている。

DATA 平成21年3月末日時点

事業地区	福井県大野市 城下町地区
区域の所在	約74ha
区域面積	平成17年度～平成26年度
事業期間	
主な実績	
修景施設整備(助成)	7件
生活環境施設整備	—
電線地中化	—
道路美装化	972㎡
小公園整備	2箇所(旧内山家周辺地区、三の丸通り周辺地区)
その他	協議会活動助成、堀整備(百間堀)、サイン整備(促進区域内に15箇所)
担当部局	福井県 大野市 建設部都市計画課
	TEL: 0779-66-1111

「祭りちょうちんが似合う街なみ」をスローガンに、住人主体による多様な街づくりを実施

大阪府大阪市平野区 | 平野郷地区

街の周りに濠をめぐらした環濠自治都市として、また豪商たちが集う商業都市として繁栄してきた起源をもつ平野郷。地元の住人を主体とした街づくり活動は、修景ガイドラインの作成、街なみの修景に留まらず、住民発意の高さ規制(地区計画)の制定を実現しました。

さらに地区計画を補う、きめ細かなルール

「まちなみ憲章(平野郷 まちなみ作法~五つの心得)」を作成。

「百年後にもみんなで住みたい街」をめざした街づくりを継続しています。



既存の町家を改修した集会施設「おも路地」。1階は喫茶店となっている。通りに面した位置に平野郷の街なみ模型を設置し、江戸期の夏祭りの風景を再現。軒下には祭りちょうちんが吊られている。整備した路地や、「おも路地」2階の集会所・HOPE會所では、さまざまな催しものが実施されている。

身が館長となり、区内の自宅や職場などを開放した「ミニ博物館」を展開。来訪者とのコミュニケーションを通じて地域のことを学習し、地域への愛着を深めていこうとするソフト的な試みです。現在も15件の博物館が開館しています。

この地元の取り組みに対して、大阪市は平野郷らしい街なみを具体的に整備する方法として平成8年に街なみ環境整備事業を導入しました。なお、大阪市では街なみ環境整備事業を活用した事業を「HOPEゾーン事業」と命名し、市内の他の5地区でも同様の取り組みを実施しています。

平成11年には、地元住民によって設立された「平野郷HOPEゾーン協議会」と協働で、「祭りちょうちんが似合うまちなみ」をスローガンとした「修景ガイドライン」を作成。このガイドラインに基

づき、街なみ整備事業では道路の美化、電線の地中化、広場整備、掲示板の設置などを実施しています[写真1]。また、街なみ整備補助事業ではガイドラインに基づいた住宅などへの修景助成を行っています。[写真2]

また、大阪市は継続して協議会に対して活動助成を実施。これを受けて協議会では「まちを知るためのワークショップ」「防犯マニュアルの作成」「町家情報バンク」などの活動を実施しています。

さらに、平成18年には区内の高層マンション建設計画を契機に、協議会の発意によりHOPEゾーン区域全体を対象として、建物の高さ・用途を制限する「平野郷地区地区計画」を策定[図1、写真3]。その一方で、協議会では、伝統的な街なみを残すためには地区計画で定めた建物の高さや用途を制限するだけではなく、既存の規制に加え、住人自らが自発的に守っていくルールが必要であるという結論に達しました。そこで、これまで行った街なみに関するアンケートや議論などをふまえて、あらたに「まちなみ憲章(平野郷まちなみ作法~五つの心得~)」を作成し、平成20年5月の協議会の総会で、住民の総意として承認を得ました[図2]。この内容はリーフレットにまとめられ、平野郷全戸に配布されています。

効果および今後の展開

事業が具体的に始まってから10年が経過し、協議会ではこれまでの多岐にわたる取り組みをまとめた10周年記念誌を発行しました。[図3]

ここでは、「平野郷が100年後も訪れる街、住みたい街」であり続けるために街づくり活動を継続していくことが掲げられており、行政は地域の自主的な取り組みをサポートする形で今後も支援を行う予定です。



写真2 修景助成が行われた、たんじり小屋。小屋の修景と同時に倉庫を新設し、統一したデザインとした。

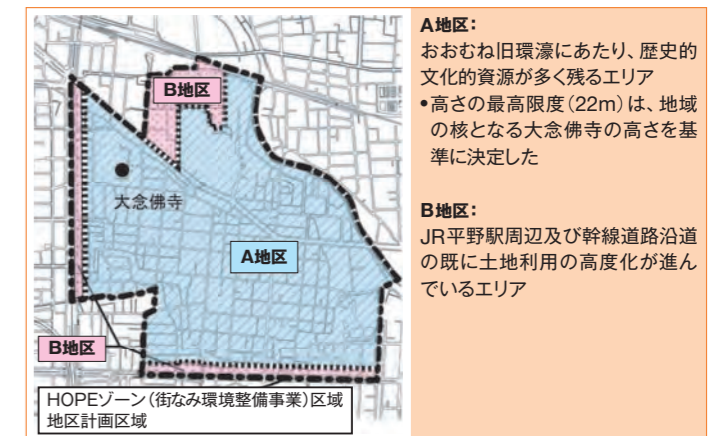


図1 「平野郷地区地区計画」の区域図。高さ制限(高さ22mかつ地上7階)は、A地区のみに。用途(遊戯施設や風俗店など)の制限は、A・B地区ともに定められた。

街の概要

平安時代から交通の要衝として商業が発達し、戦国時代に自衛のために街を環濠と土居をもって囲み、自治都市として繁栄してきた平野郷。現在の町割は江戸時代に行われたもので、さまざまな伝統的な様式の町家、社寺、地藏堂、環濠跡などが残り、毎夏行われる「たんじり祭り」は地域を代表するお祭りでもあります。

整備内容

平野郷では、「平野のまちづくりを考える会」が主体となって、平成5年から「平野町ぐるみ博物館」という運動を始めました。町民自

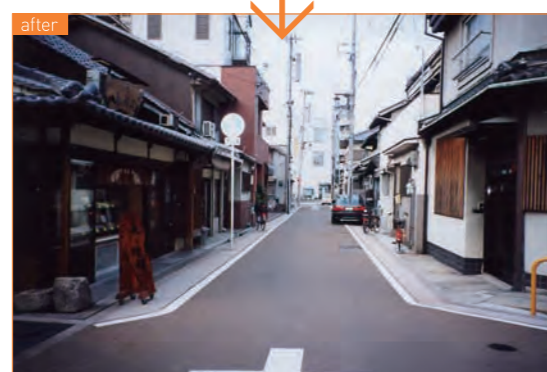
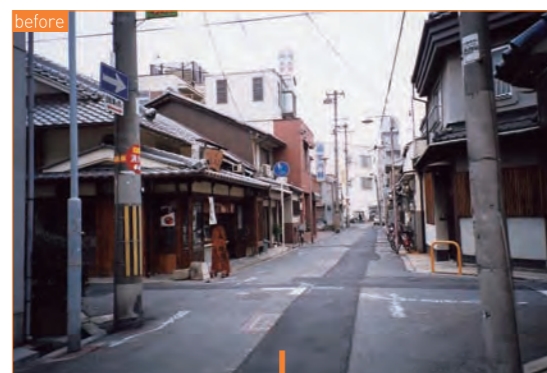
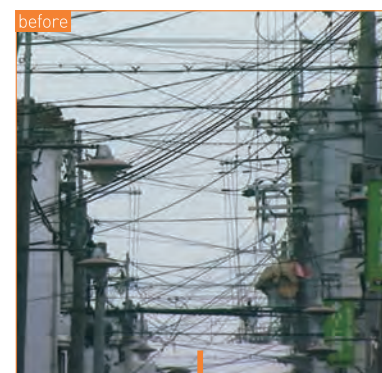


写真3 地区計画策定に向けての検討会の様子。専門家を招き、約半年の間に計5回の勉強会が開かれた。

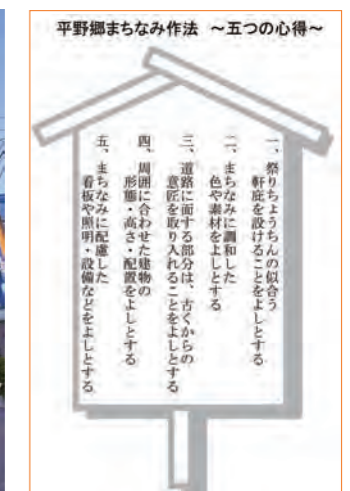
写真1 道路の美化が行われた南北筋[写真右段]。「平野郷の夏祭り」でたんじり巡行のクライマックスとなる区間。併せて道を横切る電線の地中化と街灯の整備を実施した(電線の地中化は市費で実施)。

DATA 平成21年3月末日時点

事業地区
区域の所在 大阪府大阪市平野区
旧平野郷地区
区域面積 約80ha
事業期間 平成11年度～平成25年度

主な実績
修景施設整備(助成) 43件
生活環境施設整備 —
電線地中化 —
道路美化 約3,000㎡
小公園整備 —
その他 協議会活動助成、HOPE會所、広場整備、掲示板整備(10箇所)、街灯の整備(12基)

担当部局
大阪市 都市整備局 まちづくり事業部
HOPEゾーン事業担当
TEL: 06-6208-9631



左:図2 HOPEゾーン協議会の10周年記念誌
右:図3 リーフレットには、「平野郷まちなみ作法~五つの心得~」に加え、大規模な建物での「作法」の取り入れ方も記載されている。

事例 6 震災被害を受けた密集市街地における「災害に強く、下町らしい街なみ」の復興

兵庫県神戸市長田区 | 野田北部地区

阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた野田北部地区。ここでは、街並み誘導型地区計画と街なみ環境整備事業をセットで導入することで、細街路整備と街なみ修景を行っています。

特に細街路整備では、道路中心線の確定作業を住民の立ち会いの元に行った上で、道路の美装化を実施。公道、私道を含めて地区内28路線の整備が行われています。

整備された路地(細街路)で遊ぶ子供達。3階建て住宅が再建されると共に、下町らしい風情も取り戻された。



街の概要

JR 鷹取駅の南側に位置し、住商が混在する駅前密集市街地である野田北部地区。1995年の阪神・淡路大震災では全半壊90%以上の被害を受けましたが、地元では災害に強く且つ下町らしい街なみの復興を目指し、従来の街区を活かした再建が行われています。

整備内容

野田北部地区では震災以前から道路が狭く、下水道管が道路

下に整備されていないことなどから、震災以降の住宅再建が進まない状況におかれていました。

このような中、地域では「住まい」の再建と安全で暮らしやすい「まち」の復興を目指して、まちづくりの計画を作成しました。神戸市はこの計画を受けて、平成8年に、住宅を建てやすくすることを目的に、街並み誘導型地区計画を制定すると共に、街なみ環境整備事業を導入し、細街路の整備と街なみ修景を実施することにしました。また、地区整備の目標として「緑あふれ、うるおいとやすらぎのある下町」「野田北部らしさ」を掲げ、平成9年に野田北部地区まちなみ協定を締結しました。

街並み誘導型地区計画では、道路境界線から50cmずつ建

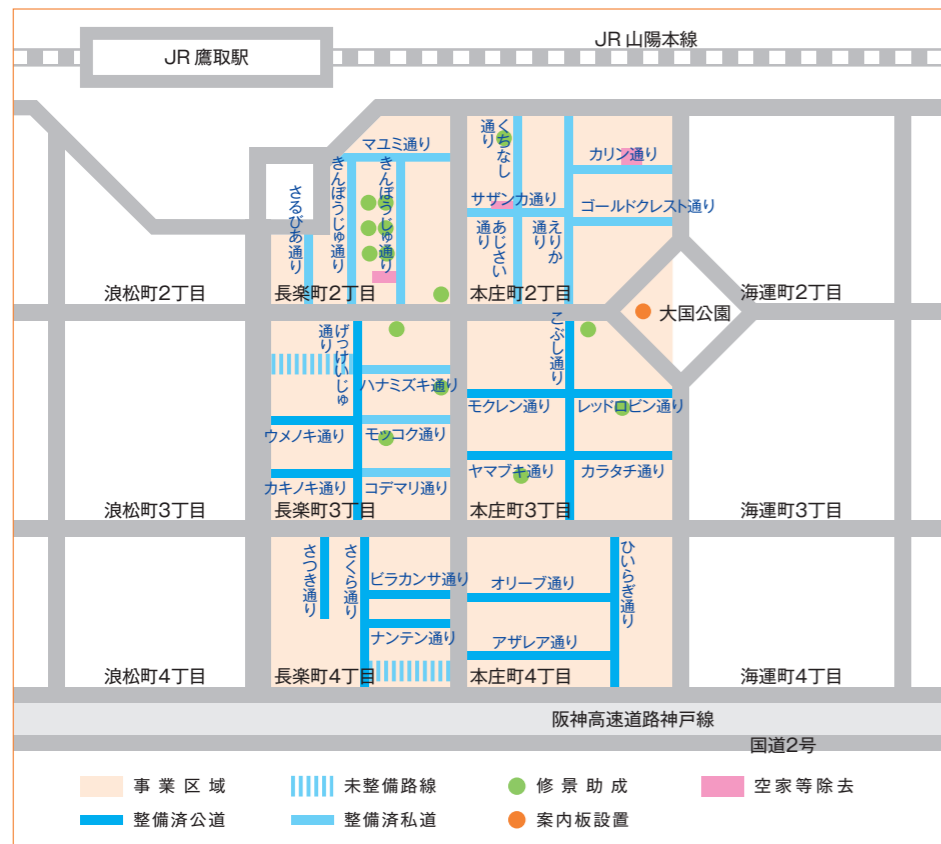


写真1 | 道路境界から50cmセットバックした住宅の敷地部分の植栽。この植栽及び外壁に修景助成(整備費用の2/3)が実施された。

図1 | 街なみ環境整備事業地区および街並み誘導型地区計画の区域図。整備した細街路、修景助成を実施した住宅等、空き家の除却を行った箇所等を示している。

物をセットバックするという制限をかけることに加え、高さ制限も実施することで、前面道路の斜線制限を撤廃しました。結果、道路上空間を5m確保しながらも、宅地の有効利用が可能となり、良好な3階建て住宅の建設ができるようになりました。

街なみ環境整備事業では、街なみ整備事業で28路線の細街路の整備と老朽空き家住宅の除却(3棟)を実施。街なみ整備助成事業では、地区計画によって道路境界線からセットバックした箇所の緑化や、街の雰囲気づくりに寄与する住宅などの外壁に対して修景助成を行いました。[写真1]

特に細街路整備では、住宅再建の促進と将来の道路上空間の拡幅を目的に、幅員3mほどの道路について住民立ち会いのもとに道路中心線を確保。上下水道管、ガス管、側溝整備を行いながら、道路中心プレートの設置と美装化舗装を行いました。[写真2]

この細街路整備には、地域の人の思いやアイデアがちりばめられました。例えば道路中心プレートには、道路中心点、通りの名前、整備時期が刻まれています。東西の通りは「カタカナ」で、南北の通りは「ひらがな」表示で統一。さらに通りの名前には「緑があふれるように」との思いを込めて、沿道の住民によって草木の名が付けられました。また、路線ごとに沿道住民と行政が話し合っデザインや整備方法を検討したことで、沿道住民同士のコミュニケーションがより活発になるという効果も生まれました。[写真3,4]

効果および今後の展開

地域内の約9割の路地での美装化工事とうるおいを創出する修景への助成が実現し、事業は平成18年度で終了しました。

野田北部地区では平成14年から、自治連合会、まちづくり協議会、NPOなどによって、「野田北ふるさとネット」という団体を設立し、地域のまちづくりに取り組んでいます。昨年度は地区内の細街路において「路地まる洗い大作戦」と題して、ふるさとネットと沿道住民とが協力して、整備した路地の清掃活動を実施[写真5]。街の美しさを継続して保つ取り組みを実行しています。

DATA 平成21年3月末日時点

事業地区	兵庫県神戸市長田区
区域の所在	長楽町2~4丁目、本庄町2~4丁目
区域面積	6.4ha
事業期間	平成9年度~平成18年度
主な実績	
修景施設整備(助成)	14件
生活環境施設整備	—
電線地中化	—
道路美装化	1,595m(28路線)
小公園整備	—
その他	協議会活動助成、空き家住宅等除却(3箇所)、案内板設置(1箇所)
担当部局	神戸市 都市計画総局 市街地整備課 TEL: 078-322-6634



写真2 | 細街路整備が行われた「きんぼうじゅ通り」。道路の拡幅、地下埋設物の整備、道路中心プレートの設置、道路の美装化と道路境界部への側溝整備を実施。また、各敷地の建物セットバック部分50cmの空間は、道路舗装とは別仕様の舗装を行った。



写真3 | 「サザンカ通り」の道路中心プレート[写真左]。交差点部分の美装化は、住民の要望で交差点だと一目でわかるようなデザインとなった。[写真右]



写真4 | 細街路整備では、道路中心線の確定を行い、通りごとにオリジナルのプレート設置した上で道路の美装化を行っている。



写真5 | 「路地まる洗い大作戦」の様子。駅の地下通路を清掃する際に使用する高圧熱湯が出る洗浄機「ねっとう君」を借りて月に1回、2路線ずつ清掃が行われた。

文化財としての街なみ景観の保全と住環境整備との共生を図る整備計画

かしはら
奈良県橿原市 | 今井町地区

我が国を代表する歴史的市街地である今井町。その保存運動が実を結び、「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されてから既に15年が過ぎました。同時期に事業が始められた街なみ環境整備事業では、文化財としての街なみ保存と住宅地としての環境整備を徐々に行うことで、歴史的市街地内で地域の住民が安心して居住できる空間が形成されてきています。



本町筋の街なみ。今井町全域が「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、さまざまな修景整備が進んでいる。

街なみ環境整備事業は、このような一連の流れの中で平成5年に整備方針が策定され、平成6年から事業が始まりました。[写真1]

今井町は我が国で有数の歴史的市街地であると同時に、大阪の通勤圏に位置する一般的な住宅地という側面もあり、住環境面から見ると公園や緑地が少なく、災害時に避難する場所がないなど、防災面の問題を抱えていました。そこで、街なみ整備方針では、「今井町の骨格である旧環濠内の道路は原則として拡幅しないこと。歴史的な街区、敷地割はできるだけ保存する」という保存の実施と、「防災上必要と考えられる公園や生活広場を区域内に整備する」という2つの大きな目標を立てました。

街なみ整備事業では、道路美装化(電線の地中化含む)、側溝、街路等整備、案内板などの整備、生活広場、旧環濠等の整備、下排水整備、生活環境施設整備(まちづくりセンターと景観支援センター)、地区防災施設整備(生活広場等における防火水槽及び消火栓などの整備)を実施しました。[写真1,3]

特に、生活広場の整備は今井町ならではの取り組みで、道路幅員が狭く、消防車の進入が困難な市街地において、火災が起きた際の初期消火活動等が行えるように地区内の空地などを市

街の概要

室町時代後期に一向宗の寺内町として成立し、江戸時代に中南和地域の地方拠点都市として発達した今井町。現在も当時の環濠跡や町割、街なみが残り、我が国でも有数の歴史的市街地を形成しています。また、地区内に9件の重要文化財に指定された建造物があり、平成5年には地区全体が「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されています。

整備内容

町ぐるみで今井町を保存するという動きが始まったのは昭和40年代半ば。その後、昭和63年に「歴史的地区環境整備街路事業(歴みち事業)」の調査が行われ、この結果を受けて、平成元年に市街地内部を貫通することとなっていた都市計画道路を変更するという我が国初の決定が実行されました。また平成5年には「重要伝統的建造物群保存地区」の選定を受け、伝建地区保存条例に基づく修景整備が始まりました。

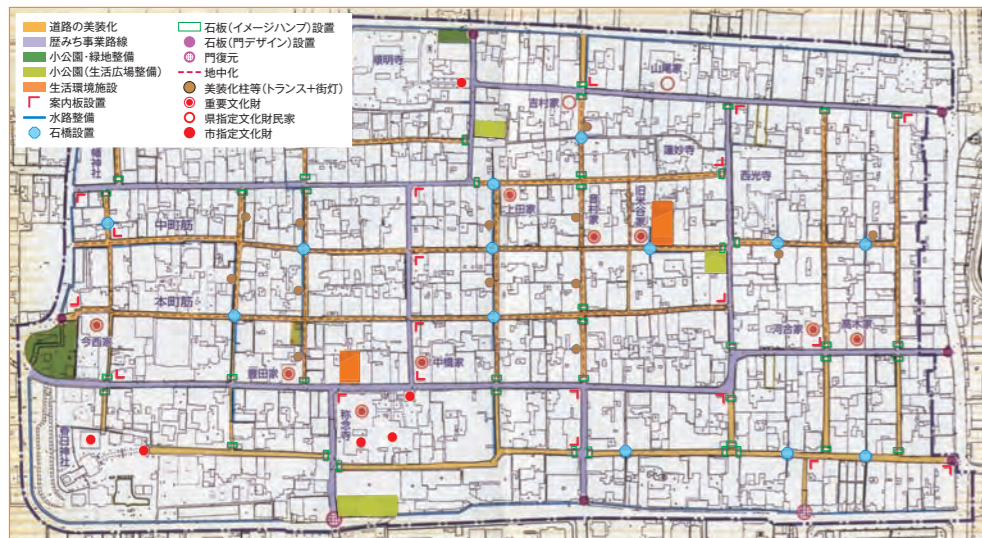


図1 | 街なみ環境整備事業地区の区域図。道路の美装化、電線等の地中化、小公園・生活広場整備・防災公園施設の整備他、さまざまな修景整備を行っている。なお、紫色で塗られている箇所は道路の美装化を「歴史的地区環境整備街路事業」(旧建設省補助事業、以下「歴みち事業」)で実施している。

が取得し、防災拠点施設として整備を行っています。[写真2]

また、地元では平成7年から「今井町防災会」を設立し、文化財の防災点検、巡回パトロール、消火器の設置・点検などを行っています。

街なみ整備助成事業では、伝統的建造物以外の建物の修景に助成を実施し、これまでに37件の修景が行われました[写真4]。なお、伝統的建造物の修理への助成は文化庁による補助事業で進めています。



写真1 | 環濠の整備と公園整備を併せて行った今井児童公園[左]。環濠跡を公園にした北環濠小公園[右]。



写真2 | 地区内の空地を活かして建設した旧北町生活広場[左]と旧西町生活広場[右]。敷地内には耐震性防火水槽や町家形態の建物を建築し、住民向けの初期消火設備の格納庫とした。

DATA 平成21年3月末日時点

[事業地区]
区域の所在 奈良県橿原市 今井町地区
区域面積 約18.1ha
事業期間 平成5年度～平成30年度

[主な実績]
修景施設整備(助成) 37件
生活環境施設整備 2箇所(今井景観支援センター、今井まちづくりセンター)
電線地中化 約2,650m(歴みち事業以外の全路線)
道路美装化 約8,000㎡(歴みち事業以外の全路線の美装化)
小公園整備 生活広場4箇所、小公園整備3箇所
その他 協議会活動助成、地区防災施設(生活広場等に防火水槽及び消火栓等の整備)、側溝、街路灯、案内板

[担当部局]
奈良県 橿原市 教育委員会
今井町並保存整備事務所
TEL: 0744-29-7815

効果および今後の展開

事業で整備した生活環境施設等の施設を利用して、「今井町並み保存会」が中心となって、街なみ環境整備協議会や防災会等との協働により、さまざまなイベントも開催されるようになっていす。今井町では引き続き道路の美装化、水路整備、修景助成などを行うと共に、地区内に残存する空き家を活用したソフト的なサポートも実施していく予定です。



写真3 | 道路の美装化が行われた中町筋。舗装は地道風、側溝は御影石の縁石として整備を実施。さらに電線等の地中化、街灯の整備も併せて行った。



写真4 | 修景整備を行った住宅。隣接する建物と軒先を揃えることで街なみが連なった。また、格子窓や厨子(つし)二階も併せて再現した。

地場材の活用や 伝統芸能の継承を盛り込んだ 街なみの整備

高知県梼原町 | 梼原地区

梼原町の中心地を南北に通る国道440号の道路拡幅を契機に、町の活性化への機運が高まりました。地場の木材を使用するなど、町の環境資源を活かした建物修景整備や公園・ストリートファニチャーづくりなどを実施しています。事業の活用を軸に、大自然や歴史といった地域資源を活かし、地域の活性化・振興を図っています。



漆喰などの塗り壁、板張り(梼原産FSC材)、瓦を基本とした整備を実施した。

街の概要

梼原町は、集落6地区からなる山間の小さな町です。町面積の91%を森林が占め、町内を蛇行する梼原川は、四万十川に流れ込む支流の一つ。その源流域に位置することから、豊かな森や水の資源を守るため、環境政策にも力を入れています。しかし近年は人口の減少傾向と高齢化が進み、集落機能の維持が困難となる地域も増えています。

整備内容

住民の要望による道路拡幅整備を発端として、さらなる町の活性化を図るため、街なみ環境整備事業を活用することになりました。道路拡幅については、町所有地も活用して積極的に換地を行ったことで、スムーズに換地することができました。事業は、街なみ環境整備事業と、まちづくり交付金の2つを活用しています。街なみ環境整備事業では、公園・ポケットパーク、

空家の除却、下排水、ストリートファニチャー、案内板設置、道路の美装化、修景施設を整備しました[写真1]。空家の除却にあたっては、町外も含めて所有権者をたどって意向を確認の上、実施しています。また、拡幅工事が実施される国道440号沿いの住民たちが立ち上げた中心部の集落東区の再生委員会「たくみの会」の活動助成にも活用しています。たくみの会は、梼原に残る歴史的資産を活かした道づくり・まちづくりをめざして結成されたものです[図2]。一方、まちづくり交付金では、道路、電線(地中化)、街路灯、木橋、風車モニュメント、小水力発電を整備しました。[写真2]

事業を進める上で、梼原の木材を使った建物、漆喰塗り、ぬくもりを大切にすることを景観形成基準として定め、修景助成を行う際には、地場の木材(スギ)を使用している点も特徴です。

当事業の活用に伴い、平成17年4月に景観行政団体となり、平成20年7月に景観計画・景観条例が施行されました。

効果および今後の展開

生活範囲の広域・多様化により住民が町外へ流出することに歯止めをかけるために、新たな魅力あるまちづくりが喫緊の課題となっています。

また、街なみを整備したことで来町者が増加した反面、観光の目玉がなく、地域を活性化させる仕組みづくりが必要となっています。平成22年放送予定の大河ドラマ『龍馬伝』の主人公である坂本龍馬脱藩の地であることを活かし、「脱藩の道」の活用などの取り組みが急務となっています。



写真1 | 梼原町の伝統芸能であり重要無形民族文化材でもある「津野山神楽(つのだまかくら)」をモチーフにしたストリートファニチャー。

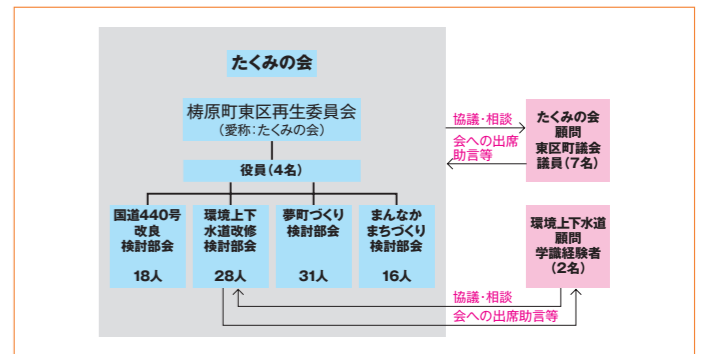


図2 | 「たくみの会」の組織図。当初、3部会だったが、平成16年度より街なみ環境整備事業、まちづくり交付金の検討部会として、中心地のまちづくりを考える「まんなかまちづくり検討部会」が発足し、現在4部会で構成している。

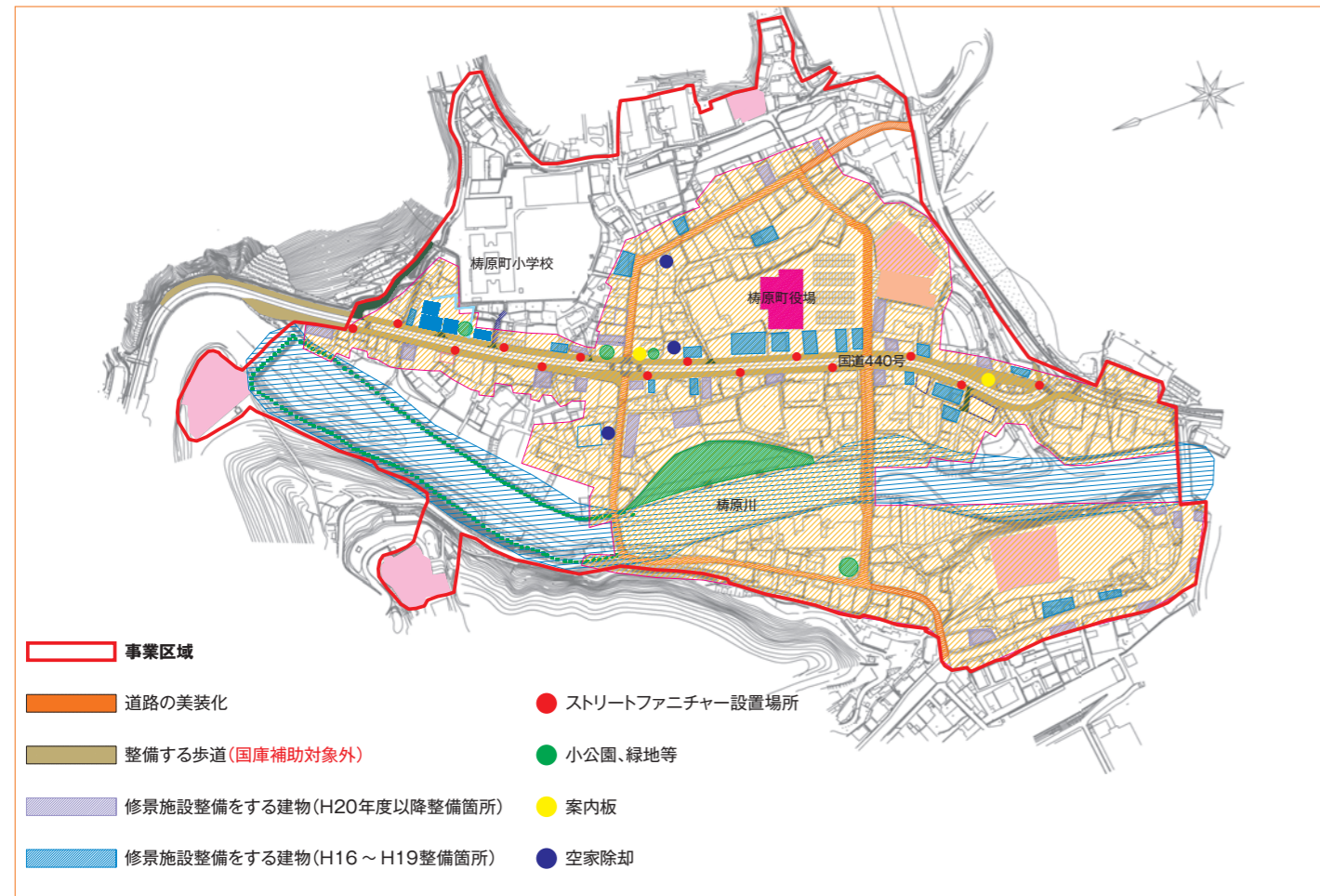


図1 | 街なみ環境整備事業区域図



写真2 | 国道440号沿いの道路拡幅に伴う修景整備。道路拡幅に伴う豊かな歩行者空間の創出と、電線類の地中化および地場材を活用した街なみ景観の整備による、中心地のにぎわい再生を図っている。

DATA 平成21年3月末日時点

[事業地区]
区域の所在 高知県梼原町 梼原地区
区域面積 15.7ha
事業期間 平成16年度～平成25年度

[主な実績]
修景施設整備(助成) 50件
生活環境施設整備 1件
電線地中化 —
道路美装化 約5,000㎡
小公園整備 4箇所
その他 協議会活動助成、ストリートファニチャー(14個)、空家除却(3件)

[担当部局]
 高知県 梼原町 環境推進課
 TEL: 0889-65-1251

旧長崎街道宿場町の風情を守るために建築協定制度を活用した修景整備の取り組み

福岡県北九州市八幡西区 | 木屋瀬地区

小倉から長崎をつなぐ旧長崎街道の宿場町であり、北九州市内では、江戸期の面影を色濃く残す木屋瀬地区。地元住民たちは、この地に暮らす「木屋瀬人」として、街の情緒を残すために建築協定を締結し、街なみ保全に取り組んでいます。

行政は、この地元住民の取り組みを後押しし、街なみ環境整備事業を活用し、道路の美化、公園整備などを行うと共に、建築協定に加入した住宅等への修景助成を行っています。



街なみは旧長崎街道宿場町の街割を基盤に約1kmにわたって連なる(写真は本町地区)。向かって左側が「木屋瀬宿記念館」、右側が助成を受けて修景が行われた町家群。

なささやきから、街づくり運動が始まりました。先人から受け継いだ「町の作法」を伝えていくことが「木屋瀬人」の責務であると考え、街道筋137世帯による「宿場町木屋瀬まちづくり協定」を締結しました。その後、この協定を具体化するために、地域住民が主体となって、建築協定を活用した景観整備を実施することを検討。平成10年以降、町内会単位を基本としながら、歴史的街なみ保全を目的とした建築協定を各地区ごとに締結しています。

北九州市は、この地元の取り組みを支援する形で平成7年に木屋瀬地区を「北九州市都市景観条例」に基づく景観整備の一つとして「都市景観整備地区」に指定。さらに街なみ環境整備事業を導入し、平成9年に整備方針と事業計画を策定。平成10年

街の概要

木屋瀬地区は、江戸時代以降、長崎街道沿いの宿場町として大変栄え、北九州市内では往時の面影を色濃く残すエリアです。しかし、近年の都市化や生活様式の変化などにより歴史的街なみが徐々に失われつつある状況です。

整備内容

地区内に残存する町家が取り壊され、木屋瀬の情緒が薄れてきた時期に、「街なみを残してこそ木屋瀬たい」という地元住民の小さ

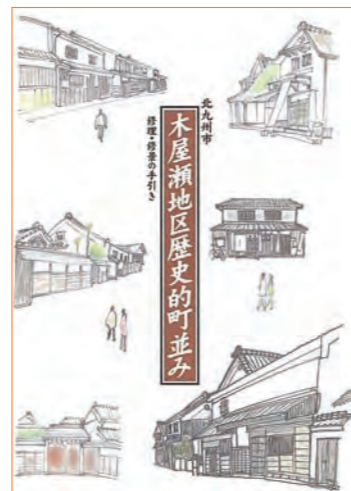


図2 町家の修理・修景を行う際のマニュアルとして活用される「木屋瀬地区歴史的町並み 修理・修景の手引き」。

図1 事業地区内で実施されている取り組み。建築協定は4地区で締結されており、これまでに39件に修景助成が行われた。また、関連事業費を使用し、「木屋瀬宿記念館」や市指定文化財の「旧高崎家住宅」の整備なども行っている。

から実際の事業を開始しました(図1)。なお、前述した「都市景観整備地区」は、平成20年に北九州市が景観計画を策定したことに伴い、「景観重点整備地区」に移行しています。

街なみ環境整備事業のうち、街なみ整備事業では、道路の美化(舗装)(写真4)、案内板、街灯の設置(写真1)及び公園の整備(4箇所)(写真2)を行いました。また、街なみ整備助成事業実施に際しては、「木屋瀬地区歴史的町並み 修理・修景の手引き」を作成し、実際の修理・修景を行う際の手法や助成を行う際の基準等を策定しています(図2)。ここでは、「景観重点整備地区」内で建物等の新築・増築および一定規模以上の修景などを行う場合は、市への事前の届出が必要になります。内容については景観形成基準、修景基準などを基に確認を行い、協議通知書の交付を受けることで工事着手となることを決めました。

市が住宅などへの修景助成を実施する条件として、「地域の住民の合意による『建築協定』が締結された地区内の建物」と定めたことで、協定加入者全員による街なみ保全が実行されている点も特徴です。道路・公園など公共の場所から見える外観の修景費用に対して補助率1/2、限度額600万円までの助成を行っています。現在、建築協定は地区内4地区で締結されており、合計39件の修景助成が行われています。

効果および今後の展開

道路の美化や修景された建物が連続することで、街なみとしての景観が保たれるようになってきました。また、地域のお祭りである「筑前木屋瀬祇園祭」や「筑前木屋瀬宿まつり」(写真3)などのイベントのアピール、修景された建物を活用した飲食店などが見られるようになり、地域を訪れる人の数も徐々に増えてきています。



写真1 門前町の雰囲気が感じられるデザインとした街灯。奥に見える土蔵造りの住宅は助成を受けて修景を実施。



写真2 地区内に位置する須賀公園。公園整備では、遊具、案内板の設置、休憩所・トイレの整備などを実施した。



写真3 毎年11月に行われる地域の秋祭り「宿場まつり」の様子。この日は、県指定無形民族文化財に指定されている盆踊りが行われる。

DATA		平成21年3月末日時点
事業地区	区域の所在	福岡県北九州市八幡西区 木屋瀬2丁目、3丁目等
	区域面積	約21 ha
	事業期間	平成10年度～ 平成23年度
主な実績	修景施設整備(助成)	39件
	生活環境施設整備	—
	電線地中化	—
	道路美化	約5,600㎡
	小公園整備	4箇所(三丁目広場、扇天満公園、須賀公園、木屋瀬四丁目公園)
その他		案内板設置(24箇所)、 街灯設置(20箇所)
担当部署		北九州市 都市計画部 都市計画課 景観づくり支援係 TEL: 093-582-2595



写真4 道路の美化(歩道部分へのカラー舗装)を行った旧長崎街道。併せて電柱の位置の移動や街灯の整備も行った。正面の建物が市指定文化財の「旧高崎家住宅」(修景整備は関連事業で実施)。

温泉街全体が一つの旅館。 地域一丸となったふるさとの 自然・暮らしもてなしの風景づくり

みなみおくに
熊本県南小国町 | 黒川地区

旅館は「部屋」、道は「廊下」。
温泉街全体が一つの旅館。
そう考えて風景づくりに取り組む黒川温泉。
木立ち、坂・みち、つどいの場。
街の各所に施されたデザインは、
一見デザインされていないようでありながら、
実はきめ細かい配慮によって成り立ち
緑豊かな山奥にあるひなびた温泉街を演出しています。



温泉街の中央部にある「丸鈴橋」。旧橋の老朽化に伴い架け替えられた。朱塗りの高欄を茶色に変更。笠木には地元産の杉が使用されている。



写真2 | 整備前の「丸鈴橋」

りの美装化、公衆トイレの整備[写真4,5]、坂道の改修[写真6]などの整備を進めています。

黒川地区では、いずれの整備にも3つの風景づくりの原則が貫かれています。

- 1 郷土の雑木と親しみやすいスケール尺度による「なつかしさ」を演出する。
- 2 傾斜地の特徴を活かし、地域の暮らしぶりが感じられる空間を大切にする。



上: 写真1 | 多目的集会施設「べっちゃん館」西側立面図。地下1階、地上2階建。延べ床面積約500㎡の集会施設。べっちゃん坂に沿って傾斜地に建てられている。
左: 写真3 | 「べっちゃん館」での集会の様子。地域コミュニティ活動の拠点として、会議室、工芸室、地域情報センターとして利用されている。



3 木材や土、漆喰などの天然素材を活かして、素朴な質感の建物、和やかな街なみを形成する。

このコンセプトに基づき、きめ細かい配慮によって街中の風景がつけられました。こうした取り組みが評価され、2007年のグッドデザイン賞特別賞に選定されました。

また黒川地区では、事業に合わせて「黒川地区街づくり協定」を締結。街づくり協定では、街づくり基準を定め、個人の土地や建物などの景観について、街づくり基準に沿った景観づくりが定められています。

これに伴い、街づくり協議会と協定運営委員会が発足。街づくり協議会では、住宅や旅館などの改築や修景の機会に応じて、



写真4 | 公衆トイレ「辻の廁」。デザインの検討は、熊本大学(内山・植田研究室)が担当。



写真5 | 駐在所横広場。隣接する「辻の廁」と一体的な空間として整備。いぶし煉瓦で仕上げられた広場は、駐車場としても活用されている。

街の概要

黒川地区は、阿蘇くじゅう国立公園に接する緑豊かな自然に囲まれた山里の集落であり、注目を集める温泉地でもあります。湯治場として遠く江戸時代より利用され、今もその名残を残しています。

整備内容

黒川地区の風景づくりは昭和60年頃にさかのぼります。周囲にある緑豊かな自然と温泉街をつなごうと、裏山の雑木を不揃いのままに寄せ集め、自然に元からそこにあったように植栽する方法で街を演出する取り組みが始まりました。そして、乱立していた看板を撤去し、木製の共同看板を設置。ガードレールを目立たない色に塗装するなど、地域住民主体の活動が進められてきました。

その後、地域住民から集会施設が必要という声を契機に、平成14年、街なみ環境整備事業がスタート。事業では、多目的集会施設[図1、写真1,3]の整備を始めとして、橋の架け替え[写真2]、通



写真1 | 「べっちゃん館」正面。観光客の多い週末などは、観光客のための無料休憩所としても活用されている。



写真6 | 歩行者優先の坂道、いご坂[下]と柿の木坂[上]。観光客の散策ルートでもあり、利用者が多い。傾斜が急なため、階段やすべりにくい仕上げのコンクリートで整備。



写真7 | 器具の老朽化に伴い、まぶしさの低減と街なみへの調和に配慮し、約100基の照明灯の整備を実施。

特に外壁の素材や色、工法などの技術的な部分について専門家を交えて協議を重ね、黒川らしい環境づくりを進めています。

効果および今後の展開

黒川地区の風景づくりは地域住民が主体となり進められてきましたが、街なみ環境整備事業を活用した集会施設の整備や協議会の発足によって、これまで以上に風景づくりに関する話し合いの機会が、頻繁に設けられるようになりました。これにより、住民の意識も更に高まり、景観法の活用など今後の展開についても話し合われています。

DATA 平成21年3月末日時点

[事業地区]	
区域の所在	熊本県阿蘇郡南小国町
区域面積	約52.1ha
事業期間	平成14年度～平成23年度

[主な実績]	
修景施設整備(助成)	—
生活環境施設整備	1箇所
電線地中化	—
道路美装化	1,550㎡
小公園整備	2箇所
その他	サイン整備、照明灯の整備、擁壁緑化、橋・防護柵の修景

[担当部局]	
熊本県 南小国町 総務課 財政企画班	
TEL: 0967-42-1112	

商業地と住宅地 異なる特性をもつ2地区の魅力を引き出す 景観創出の方法

沖縄県那覇市 | 龍潭通り沿線地区、首里金城地区

首里城周辺の城下町では、
近隣商業地域である龍潭通り沿線地区と
第一種低層住居専用地域である首里金城地区の2地区で、
修景助成を実施しています。

龍潭通り沿線地区では商業系の土地利用にあった街なみ、
首里金城地区では石畳や石垣が残る
伝統的な住宅地の街なみづくりにむけてルールを定めて、
各々の地区にあった景観を生み出しています。



世界遺産に登録された首里城の北側に位置する龍潭通り。首里観光の中心地として商店や飲食店が並ぶ。



図1 | 首里城ををさんで南北に龍潭通り沿線地区と首里金城地区が位置する。首里城と龍潭通り沿線地区は高台に位置しており、首里金城地区は斜面地に位置している。

事、または木材などの自然素材を取入れる場合です。[写真2]

●龍潭通り沿線地区

近隣商業地域である当該地区では、生活・商業・観光が混在する、歴史性と賑わいのある通りづくりを目指しています。

平成11年から行われた道路拡幅工事をきっかけに、道路と沿道が一体となった街なみづくりが始まりました。平成14年には都市景観形成地域に指定され、翌年からは市による修景助成が始まりました。平成18年からは、これに代わって街なみ環境整備事業による修景助成が始まりました。

都市景観形成地域の指定に伴う都市景観形成基準は、「建築物の高さを15m以下にすること」「壁面を通りから90cm以上後退させること」などで、これによって中層建物からのぞく庇の赤瓦など商店街らしい沿道景観を形成しています。[写真3]

●首里金城地区

第一種低層住居専用地域である当該地区では歴史的な景観を残しつつ住宅地として暮らしやすい環境づくりを目指しています。

街なみ景観への取り組みの開始は早く、昭和50年代に既に街なみの調査が始まっています。もともと道路幅が狭いことに加え、石畳の街なみを守るためインフラ整備が遅れており、地区住民と市の間では、街なみ景観の保全と生活環境の向上に向けて、いく度となく意見交換会が開かれました。

平成6年に都市景観形成地域に指定され、翌年から市による修景助成が始まりました。平成20年からは、街なみ環境整備事業による修景助成が行われています。

都市景観形成地域の指定に伴う基準は、「建築物の高さを10m以下に抑える」「道路沿いは石垣とする」などの低層の住宅地らしいものとなっています。

効果および今後の展開

首里城周辺で同じ材料の使用を進めることで、街なみの雰囲気統一されました。特に南側斜面にある首里金城地区の遠景は、赤瓦の映える首里らしい眺望景観となっています。[写真4]

同地区では、今後、修景事業と合わせて細部街路などの地区内インフラ整備事業により、赤瓦屋根、石畳道と石垣、緑あふれる景観形成が一層進められることとなります。なお、龍潭通り沿線地区では引き続き県による道路拡幅工事が進み、街なみが更新される予定です。



写真3 | 龍潭通り沿線地区。屋根と軒・庇に赤瓦が使用され、街なみ景観のアクセントとなっている。



写真4 | 首里金城地区の南からみた斜面の景観。事業の実施以来、赤瓦が増えている。



写真1 | 首里金城地区の街なみ。第2次世界大戦の戦火を免れ、石垣と石畳が残る貴重な地区。



写真2 | 沖縄の伝統的な建材、赤瓦を葺いた屋根と琉球石灰岩を石張りした外壁。



DATA			平成21年3月末日時点
[事業地区]	●首里金城地区	●龍潭通り沿線地区	
区域の所在	沖縄県那覇市	沖縄県那覇市	
区域面積	約22ha	約8ha	
事業期間	平成20年度～平成29年度	平成18年度～平成24年度	
[主な実績]			
修景施設整備(助成)	6件	23件	
生活環境施設整備	—	—	
電線地中化	—	—	
道路美化	—	—	
小公園整備	—	—	
その他	調査・測量・設計	調査・測量・設計	
[担当部局] 沖縄県 那覇市 都市計画部 都市計画課 都市デザイン室 TEL: 098-951-3246			

中心市街地を貫く 道路拡幅工事に連動させて 通り周辺の景観向上を図る

北海道真狩村 | 真狩・錦・社地区

まがりむら
真狩村の中心市街地に位置する大通り「いわないとうやせん道道岩内洞爺線」。
この通りの拡幅事業にあわせて、
交流施設の整備や空地を活用した小公園づくりを実施しました。
大通り沿いの区域には景観形成基準を設け、
商店や住宅の修景助成を実施しています。

道路拡幅にあわせ一新された街なみに
活気と統一感を生み出し、中心市街地の活性化を図っています。



街の南の玄関口に整備された「花のゲート」。地区の中央をはしる道路を中心に「パークウェイ」として街なみ整備を進めている。



写真1 | 街の玄関口にあたる交差点に整備された「緑のゲート」。



写真2 | 村民の交流の場として整備された「しらかば会館」。



写真3 | 敷地境界線から建物の壁面までの素材が歩道と同じ素材になっている。建物の色彩は白色系又は淡色系で統一された。通りの先にそびえる羊蹄山への眺望を妨げない、高い電柱と茶色い信号機を設置した。

DATA		平成21年3月末日時点
[事業地区]		
区域の所在	北海道虻田郡真狩村	
区域面積	約15.1ha	
事業期間	平成14年度～平成23年度	
[主な実績]		
修景施設整備(助成)	55件	
生活環境施設整備	1箇所	
電線地中化	—	
道路美化	—	
小公園整備	5箇所	
その他	協議会活動助成、案内サイン整備、ハイポール電柱美化、補助照明整備、ゴミ箱整備、信号機美化	
[担当部局]		
	北海道 真狩村 市街地再整備推進室	TEL: 0136-45-2121(代表)

街の概要

富士山に似た美しい姿から、蝦夷富士とも呼ばれる羊蹄山。真狩村はその南麓に位置し、農業を基幹産業として発展してきました。
当該地区は真狩村の中心市街地であると同時に3本の道道が交差する交通の結節点でもあります。

整備内容

中心市街地の賑わいと自然環境の調和がとれた街なみづくり、オープンスペースが不足する地区の住環境の向上を目的に、道路拡幅工事とあわせて街なみ環境整備事業を実施しています。
主な事業内容は、中心市街地の空地を活用したウェルカムゲート[写真1]や交流施設[写真2]、ポケットパークなどの設置と修景への助成です。
道路拡幅に伴い建物の建て替えが進んだ道道沿道では景観形成基準を定め、修景に助成を行うことで街なみの更新を図っています。景観形成基準では、ながく住み続けられる、住んでみたいと思われる街を目指し、「突き出し看板の設置」「壁面には自然と調和した街なみを意識して素材感のある材質を使用すること」「道路境界線と建物壁面の前を歩道と同一素材または芝とすること」などを定めています。なお、これらの基準の内容は助成の対象にもなっています。[写真3]
また、あわせて案内サイン、信号機、ゴミ箱の整備やハイポール電柱の美化も行っています。

効果および今後の展開

事業を活用し、電線が視界に入りにくいよう電柱を高くしたこと、信号機や電柱の色を周囲の景観と馴染む色に変更したことで、大通りの交差点に設けた広場から通りのアイストップである羊蹄山へ、抜けるような眺望が得られました。[写真3]

点在した施設同士を結びつける 散策路の整備によって 回遊性をアップさせる

山形県金山町 | 金山地区

美しい景観づくりと快適な環境づくりを街づくりを目標に、
長い年月をかけ着実に歩みを積み重ねてきた山形県金山町。
当地区では街なみ環境整備事業を活用して、
これまで整備されてきた施設を結びつける散策ルートの整備や
散策の拠点となる公園・広場の整備に取り組んでいます。

またそれらの整備には、解体した家の部材を活用するなど、
できる限り既存のものを活かして、
町の景観にふさわしい整備を進めています。

街の概要

金山地区は、羽州街道の宿場町として開けた場所で、公共施設や商店・住宅などが集積する町の中心部です。街なみには白壁・切り妻屋根の木造家屋や土蔵が建ち並び、水路や木々の緑と相まって、落ち着いた風情を醸し出しています。
同町では昭和30年代から、美しい景観づくり、快適な景観づくりを目標に、地域住民と行政が一体となった街づくりが進められています。

整備内容

平成16年から実施されている街なみ環境整備事業では、これまでの「点」の整備を「面」の整備へと発展させるため、公園、広場、通路、駐車場、公衆トイレの整備、案内板の設置、土蔵の再利用など、総合的な計画・整備が実施されています。
特に、通路の整備では、既存の集会施設や公園などを結び

DATA		平成21年3月末日時点
[事業地区]		
区域の所在	山形県最上郡金山町	
区域面積	約42.0ha	
事業期間	平成16年度～平成24年度	
[主な実績]		
修景施設整備(助成)	—	
生活環境施設整備	—	
電線地中化	—	
道路美化	142㎡	
小公園整備	1箇所	
その他	—	
[担当部局]		
	山形県 金山町 環境整備課	TEL: 0233-52-2111



左:写真1 | 大堰公園と金山小学校の境界に沿って通路を整備した。
右:写真3 | 大堰公園の休憩施設には、既存の家を解体した部材が再利用されている。



写真2 | 旧金山郵便局を改修して整備された交流サロン「ほすと」と八幡公園を結ぶ通路の整備。散策ルートの回遊性を高める工夫が図られている。



平成4年度に策定した「全町公園化構想」に基づく大堰(おおぜき)公園の整備。町を代表する景観スポットである農業用水路「大堰」と一体となった広がりのあるオープンスペースとして整備。大堰は、戦国時代につくられたといわれている。

つけ、住民や観光客の散策ルートの回遊性を高めるような工夫が図られています。[写真1,2]
また大堰公園の整備にあたっては、既存の庭の池、樹木などをできる限り活かし、休憩施設についても、既存の家を解体した部材を再利用しています[写真3]。今後、土蔵の保存や再利用を図った空間づくりも計画されるなど、今あるものを上手に利用し、町の風景に調和した整備が進められています。

効果および今後の展開

大堰公園の休憩施設には、施設利用者に意見や感想を記入してもらおうコーナーがあり、県内外からの来町者から、「街なみが素晴らしい」「とても落ち着く」などの感想が多く寄せられています。また休憩施設は、希望者に対して施設の貸し出しも行われており、これまでサークル活動や茶屋の出店などに利用され、地域コミュニティの活性化にも役立っています。

個人単位での修景整備を後押しする 地区計画との併用方法

東京都杉並区 | 大田黒公園周辺地区

住宅の建て替えや相続による敷地分割が進む中、豊かな緑や日本庭園など、景観資源豊かな大田黒公園を中心とした街づくりに取り組みました。公共施設と住宅周辺の整備を進める街なみ環境整備事業では、地区計画で最低限の構造の制限を設け、付加価値をつけて修景整備したものに支援を行い、街づくりを効率的に進めています。



区に寄贈された中央図書館隣接地を、図書館と一体的に整備した「読書の森公園」。

街の概要

JR荻窪駅の南東約500mに位置し、大正期の別荘地、昭和初期の文化住宅の面影を残す緑豊かで閑静な低層住宅です。近年、敷地の細分化などで、住環境の悪化が進行していました。こうした中で、街なみ環境整備事業や地区計画を取り入れ、良好な住環境を維持し、緑豊かな落ち着いた街なみの形成を図っています。地区の中心には、昭和56年に整備された大田黒公園があります。この公園は、全公園面積約9,000㎡の内2,700㎡が音楽評論家である故・大田黒元雄氏から寄付された屋敷跡で、住民の憩いの場である日本庭園として親しまれています。



写真1 | 生垣による地区内の沿道整備。



写真2 | 街なみ環境整備事業による戸建住宅の修景。

整備内容

住宅地の景観の重要な要素として、沿道の修景整備に重点をおきました。地区計画では、沿道沿いの垣・柵の構造制限を設けています。街なみ環境整備では、これに付加価値をつけ、修景したものに支援を行いました。具体的には沿道から5m以内の修景整備に整備費・設計費の助成を実施しました。建築物を建築する際には地区計画の届出が出されますので、その都度対応しています。これにより沿道の修景が地区内に点状に広がり、エリア全体での街なみ景観の統一感が生まれています。[写真1,2]

効果および今後の展開

街なみ環境整備事業では、区立図書館の隣接地を「読書の森公園」として整備することも行いました。この基本計画策定に際しては、住民の声を反映させる手法としてワークショップの形式がとられました。その結果、地域住民が積極的に地域活動に参加する動きが高まり、現在も自主的に施設の清掃や除草作業を行っています。

DATA

平成21年3月末日時点

[事業地区]	
区域の所在	東京都杉並区 荻窪3丁目
区域面積	42.7ha
事業期間	平成10年度～ 平成18年度
[主な実績]	
修景施設整備(助成)	20件
生活環境施設整備	1箇所
電線地中化	—
道路美装化	—
小公園整備	1箇所(読書の森公園)
その他	水路の整備(120㎡)
[担当部局]	
	東京都 杉並区 まちづくり推進課
	TEL: 03-3312-2111 (3363)

歴史ある妻入りの街なみを保全しつつ 生活環境の向上を叶える整備法

新潟県出雲崎町 | 海岸地区

江戸時代「天領」として繁栄を誇った北国街道の出雲崎宿。3.6kmにも続く妻入りの街なみ景観の保全・創造を目指し、道路の美装化を中心に建物や塀の修景整備などが進められています。また、景観の整備にとどまらず、下排水施設の整備や防火水槽の設置など、生活環境の向上のため住民の意見を十分に聞き取りながら事業が進められています。



海岸線に沿って3.6km続く出雲崎宿の街なみ。妻入りの建物が軒を連ねる街道(北国街道)の美装化が進められている。

街の概要

出雲崎町海岸地区は、江戸時代に佐渡金山や北前船の荷揚港として発展し、幕府直轄領「天領」として栄華を誇った地です。こうした歴史を背景に、現在も日本海に沿って約800戸、3.6kmにわたって北国街道出雲崎宿の妻入りの建物が連なる、特徴的な街なみを有する地区です。

整備内容

平成7年に新潟県の景観形成推進地区に指定され、平成8年には旧建設省の『歴史国道 北国街道出雲崎宿』に選定されるなど、早くからその価値が認められ、歴史的な街道の景観を活かした整備が進められてきました。

平成15年度から街なみ環境整備事業を導入し、これまでの整備を引き継ぎ道路の美装化を中心に事業を実施。平成19年度からは、沿道の建物や塀の修景に助成を行っています。[写真1,2]

一方で、日本海と急傾斜地に挟まれた細長い地形のため、広い空地が非常に少ない地区です。そこで景観整備だけではなく、生活環境の向上のため、地区の住民と協議を重ねながら、整備対象を検討するなどの取り組みを進めています。

平成16年の新潟豪雨による水害で一部が被災。そのため被災状況など住民からの意見を十分に聞きながら下排水施設の整備も実施しています。[写真3]

効果および今後の展開

街なみ景観の整備が進むに伴い観光客も増加傾向にあります。また、地区住民の意識も高まり、住民による観光ボランティアの組織化や助成金を受けずに景観に調和した建物を整備する事例も増えており、事業の波及効果が形となって現われてきています。今後は、街なみを利活用し、住民と一体となった街づくりを進めていく方針です。



写真1 | 妻入りの建物が板張りの外観が特徴的な出雲崎宿の街なみ。街なみに調和した修景に対して、上限200万円までの助成を実施。



写真2 | 街なみに調和するように、既存のコンクリートブロックの上に木材を貼りつけ、修景整備を行った塀。
写真3 | 水害の後、住民との協議によって整備された下排水施設。

DATA

平成21年3月末日時点

[事業地区]	
区域の所在	新潟県三島郡出雲崎町
区域面積	約35.0ha
事業期間	平成15年度～平成24年度
[主な実績]	
修景施設整備(助成)	3件
生活環境施設整備	—
電線地中化	—
道路美装化	13,414㎡
小公園整備	—
その他	協議会活動助成、地区防災施設、下排水の整備
[担当部局]	
	新潟県 出雲崎町 建設課 TEL: 0258-78-2296

北前船の風情を残す街なみと 地元組織の活動の相乗効果で 賑わいを取り戻す

山口県萩市 | 浜崎地区

江戸期に萩藩の商業・経済の中心地として賑った^{はまさき}浜崎地区。現在もその風情が残存する歴史的街なみを活かして街を活性化させようと地元住民による活動が発展し、平成10年に地区全体に街なみ環境整備事業が導入されました。平成13年には文化庁の重要伝統的建造物群保存地区にも選定され、地域の伝統的建造物の保全、修景が進んでいます。また、地元住民による「浜崎しつちよる会」の活動が行われ、街に賑わいが徐々に見られるようになってきています。



整備された街なみを舞台に実施される「浜崎おたから博物館」の様子。地区内のお宅に代々受け継がれてきた「おたから」を一般公開すると共に、イベントなども併せて実施。平成10年から毎年5月の第3日曜日に行われ、来客数が増加してきている。

街の概要

浜崎地区は、江戸時代には北前船で財をなし、萩の商業・経済の中心地として大変栄えた地区ですが、大正時代に鉄道が開設した後は、交通・商業の拠点ではなくなったことから賑わいは徐々になくなりました。一方で、往時の栄華が今も感じられる残存する歴史的街なみは、平成13年には文化庁の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されています。

整備内容

街なみ環境整備事業は平成10年から開始し、まちづくり協定を住民の81%の合意で締結。主な整備内容は、おふなぐら公園の整備【写真1】、道路美装化、電線類地中化【写真2】及び住宅などの修景(事業期間中に15件実施、【写真3】)です。また、文化庁の補助

DATA 平成21年3月末日時点

【事業地区】	
区域の所在	山口県萩市 浜崎町、東浜崎町など
区域面積	33.3ha
事業期間	平成10年度～ 平成20年度
【主な実績】	
修景施設整備(助成)	15件
生活環境施設整備	1箇所
電線地中化	560m
道路美装化	8,015㎡
小公園整備	1箇所(おふなぐら公園)
その他	案内板等4基(11箇所)、 公衆トイレ整備(1箇所)、 街灯整備(17基)
【担当部局】	
山口県 萩市 歴史まちづくり部 都市計画課 景観指導係 TEL: 0838-25-3647	



写真1 | 国指定史跡・御船倉周辺を公園として整備(用地取得、整備工事に事業費を活用)。御船倉を活用したコンサートなども行われている。



写真2 | 道路美装化、電線類地中化が実施された浜崎本町筋。左端に位置する案内板も新たに設置した。また、手前左の住宅の修景整備を行った。



写真3 | 修景基準(マニュアル)に基づいて住宅のカーポート部分に増築を行った事例(1階部分は車庫、2階は居室)。修景の対象は、道路に面した正面部分、横面は道路から3mの範囲まで、屋根は道路に面した側とマニュアルで定められている。

都心部に残存する寺社群を核に 修景を実施し、 街の営みを次世代に継承する

福岡県福岡市博多区 | 御供所地区

博多駅から1km圏内という都心部にありながら、数百年という年月を経た寺社群が建ち並ぶ^{ごくしよ}御供所地区。これら歴史的資源と、その境内に蓄えられた豊かな緑を活かすべく、福岡市は当地区を「都市景観形成地区」に指定し、基準を作成。その基準にのっとりながら、街なみ環境整備事業を活用して、地区内に残存する寺社の門や塀、景観との調和を考慮した住宅の修景や道路の美装化などを行っています。



御供所地区を代表する寺社である聖福寺(しょうふくじ)。この勅使門(ちよくしもん)、総門および塀の修景を街なみ整備事業で行った。

街の概要

御供所地区は、博多の夏の風物詩である博多祇園山笠が走り抜ける街。幸いにも戦災を受けなかったことから約400年前の都市計画である太閤町割りが残存し、数は少ないながらも、伝統的な町家が現存する福岡を代表する歴史的環境地区のひとつです。

整備内容

御供所地区は歴史的市街地である一方、都心部の非常に利便性の高い地区に位置することから、開発圧力が強く、残存する町家も減少の一途をたどっていました。このような状況を受け、福岡市は平成11年に当該地区を「都市景観形成地区」に指定し、地区内の建物の新築などに際し、行政への届け出を義務付けました。また、街区の特性ごとに整備基準を定めた景観形成ガイド

ラインを作成しました。これと同時に導入したのが街なみ環境整備事業です。街なみ整備事業では、道路の美装化、電線の地中化、街灯整備などを実施【写真1】。街なみ整備助成事業では、寺社の門や塀の修景、歴史的景観との調和を考慮した住宅の新築・改築の際の修景助成が行われています。【写真2,3】

効果および今後の展開

地区内の修景整備と共に、さまざまなイベントも街ぐるみで行われています。平成18年からは協議会、行政、寺社群が協力し「御供所ライトアップウォーク」と題し、地区内の寺社群のライトアップ、寺社を会場としたコンサートなどを行い、地区の歴史、文化を内外に向けて発信しています。このような取り組みの効果もあり、年々来街者の数が増加し、地域の魅力が地区外の人々にも知られるようになってきています。

DATA 平成21年3月末日時点

【事業地区】	
区域の所在	福岡県福岡市 博多区御供所地区
区域面積	約28ha
事業期間	平成11年度～ 平成26年度
【主な実績】	
修景施設整備(助成)	16件
生活環境施設整備	—
電線地中化	446m
道路美装化	1,265m
小公園整備	—
その他	協議会活動助成
【担当部局】	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 都市景観室 TEL: 092-711-4395	



左:写真1 | 歴史的街なみが維持されている普賢堂(ふげんどう)地区。ここでは道路の美装化と照明灯の設置を実施。右:写真2 | 普賢堂地区内で修景助成を受けて新築した住宅。歴史的景観との調和を考慮した住宅の新築・改築に対して助成が実施されている。



左:写真3 | 聖福寺塔頭(たつちゆう)のひとつである幻住庵(げんじゅあん)と本殿を囲む塀と通路。地域の住民が日常的に使用できる小道である。道路の美装化、街灯の整備、門の修景整備を実施。右:写真4 | 国の史跡に指定されている聖福寺の境内の散策路と博多塀。

本パンフレットについて

本パンフレットでは街なみ環境整備事業を実施する地区の中から17の事例を取り上げ、その取り組みを紹介しました。

各事例は「地域バランス」、「都市の規模」、「事業費の活用方法」の3つの視点を特に考慮し、選定しました。その結果、それぞれの地域に即した個性的な街づくりが実施されていることが読みとれるようになっています。

是非、他の市町村においてもこれら先進事例を参考に地域独自の個性を生かした新たな街づくりをご検討いただき、より多くの地域で、美しい景観を備えた居住環境の整備が推進されることを期待します。

また、地域の街づくりに取り組んでおられる住民や協議会、NPOの方々におかれましては、市町村の住宅・街づくり担当部局にご相談いただき、本事業の活用についてご検討頂ければ幸いです。

なお、国土交通省担当窓口、都道府県、国土交通省地方整備局の連絡先と事業実施市町村名を右ページに掲載致しました。

街なみ環境整備事業の実施をご検討頂く際には、各市町村の住宅・街づくり担当部局にご相談ください。本事業の実績がない等、市町村において担当部署が決まっていない場合につきましては、都道府県及び国土交通省地方整備局等にお問い合わせ頂いても結構です。

平成21年12月



お問い合わせ窓口

国土交通省地方整備局等	都道府県	事業実施市町村(完了地区を含む)	
北海道開発局事業振興部都市住宅課 〒060-8511 札幌市北区北8条西2 札幌第1合同庁舎 TEL: 011-709-2311(代)	北海道 建設部住宅局住宅課計画指導グループ	011-231-4111 (内29519)	松前町 江差町 乙部町 ニセコ町 真狩村 栗山町 利尻富士町 豊浦町
東北地方整備局建設部都市・住宅整備課 〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 TEL: 022-225-2171(代)	青森県 県土整備部建築住宅課住宅企画グループ 岩手県 県土整備部建築住宅課住宅計画担当 宮城県 土木部住宅課企画調査班 秋田県 建設交通部建築住宅課調整・住宅政策班 山形県 土木部建築住宅課企画担当 福島県 土木部建築指導課民間建築担当	017-734-9695(直通) 019-629-5938(直通) 022-211-3255(直通) 018-860-2566(直通) 023-630-2641(直通) 024-521-7528(直通)	南部町 盛岡市 奥州市 仙台市 岩沼市 登米市 七ヶ浜町 横手市 美郷町 酒田市 寒河江市 長井市 河北町 金山町 高島町 福島市 会津若松市 南相馬市 会津坂下町 会津美里町 三春町 浪江町
関東地方整備局建設部住宅整備課 〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館6階 TEL: 048-601-3151(代)	茨城県 土木部都市局住宅課民間住宅・住宅指導グループ 栃木県 県土整備部建築課建築指導班 群馬県 県土整備部建築住宅課住宅政策係 埼玉県 都市整備部市街地整備課再開発担当 千葉県 県土整備部住宅課住宅建設支援室 東京都 都市整備局市街地整備部防災都市づくり課住環境整備担当 神奈川県 県土整備部都市整備公園課市街地整備班 山梨県 県土整備部建築住宅課計画担当 長野県 建設部建築指導課景観係	029-301-4759(直通) 028-623-2514(直通) 027-226-3717(直通) 048-830-5386(直通) 043-223-3229(直通) 03-5320-5145(直通) 045-210-6212(直通) 055-223-1731(直通) 026-235-7348(直通)	常陸太田市 筑西市 栃木市 日光市 那須烏山市 那珂川町 藤野市 戸田市 北本市 松伏町 市川市 香取市 大暮町 新宿区 大田区 世田谷区 杉並区 足立区 青梅市 相模原市 座間市 箱根町 市川三郷町 忍野村 富士河口湖町 長野市 松本市 上田市 須坂市 小諸市 大町市 塩尻市 下諏訪町 木曾町 波田町 信州新町
北陸地方整備局建設部都市・住宅整備課 〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 TEL: 025-280-8880(代)	新潟県 土木部都市局建築住宅課街並み推進係 富山県 土木部建築住宅課住みよみまちづくり班 石川県 土木部建築住宅課まちづくりグループ	025-280-5442(直通) 076-444-3357(直通) 076-225-1777(直通)	新潟市 長岡市 三条市 新発田市 小千谷市 十日町市 佐渡市 阿賀町 出雲崎町 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 かほく市 白山市 能美市 野々市町 津幡町 内灘町 穴水町 能登町
中部地方整備局建設部住宅整備課 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 TEL: 052-953-8119(代)	岐阜県 都市建築部公共建築住宅課公営住宅担当 静岡県 建設部都市局市街地整備室整備スタッフ 愛知県 建設部建築担当局住宅計画課市街地整備グループ 三重県 県土整備部住宅室住まい支援グループ	058-272-1111 (内3661) 054-221-3081(直通) 052-954-6569(直通) 059-224-2720(直通)	高山市 可児市 飛騨市 郡上市 白川村 静岡市 瀬戸市 豊田市 大山市 伊勢市 伊賀市
近畿地方整備局建設部住宅整備課 〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 TEL: 06-6942-1141(代)	福井県 土木部建築住宅課住まいづくりグループ 滋賀県 土木交通部住宅課住宅まちづくり担当 京都府 建設交通部住宅課計画担当 大阪府 住宅まちづくり部居住企画課公営住宅指導グループ 兵庫県 県土整備部まちづくり局市街地整備課住環境整備係	0776-20-0506(直通) 077-528-4235(直通) 075-414-5358(直通) 06-6944-6814(直通) 078-362-3596(直通)	大野市 越前市 坂井市 長浜市 近江八幡市 草津市 甲賀市 高島市 米原市 高月町 京都市 京丹後市 大阪市 岸和田市 高槻市 枚方市 八尾市 富田林市
中国地方整備局建設部都市・住宅整備課 〒730-8530 広島市中区八丁堀2-15 TEL: 082-221-9231(代)	神戸市 姫路市 洲本市 豊岡市 加古川市 赤穂市 宝塚市 加西市 篠山市 丹波市 朝来市 たつの市 佐用町 奈良県 土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課 民間活動推進係 和歌山県 県土整備部都市住宅局都市政策課まちづくり推進班	0742-27-5433(直通) 073-441-3231(直通)	大和郡山市 橿原市 五條市 葛城市 宇陀市 斑鳩町 高取町 明日香村 田辺市 高野町
四国地方整備局建設部都市・住宅整備課 〒760-8554 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎11階 TEL: 087-851-8061(代)	鳥取県 生活環境部景観まちづくり課まちづくり推進担当 島根県 土木部建築住宅課住宅建設グループ 岡山県 土木部都市局住宅課計画融資班 広島県 都市局住宅課住宅指導グループ 山口県 土木部建築部住宅課民間住宅支援班	0857-26-7390(直通) 0852-22-5618(直通) 086-226-7527(直通) 082-513-4166(直通) 083-933-3883(直通)	鳥取市 米子市 倉吉市 若桜町 琴浦町 大山町 松江市 出雲市 大田市 江津市 雲南市 奥出雲町 斐川町 総社市 広島市 呉市 三次市 東広島市 府中市 下関市 宇部市 山口市 萩市 岩国市 美祢市 和木町
九州地方整備局建設部都市・住宅整備課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎 TEL: 092-471-6331(代)	徳島県 県土整備部住宅課耐震化・指導担当 香川県 土木部住宅課住環境整備グループ 愛媛県 土木部道路都市局建築住宅課住宅企画係 高知県 土木部住宅課整備指導担当	088-621-2594(直通) 087-832-3584(直通) 089-912-2760(直通) 088-823-9858(直通)	那賀町 つるぎ町 丸亀市 内子町 高知市 安芸市 馬路村 佐川町 梶原町
沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL: 098-866-0031(代)	福岡県 建築部都市住宅計画課住環境整備係 佐賀県 県土づくり本部建築住宅課地域・住まいづくり担当 長崎県 土木部住宅課まちづくり班 熊本県 土木部住宅課整備係 大分県 企画振興部景観自然室まちづくり推進班 宮崎県 県土整備部建築住宅課住宅企画担当 鹿児島県 土木部建築課住宅政策室住宅企画係	092-643-3734(直通) 0952-25-7165(直通) 095-894-3104(直通) 096-333-2548(直通) 097-506-2138(直通) 0985-26-7194(直通) 099-286-3738(直通)	北九州市 福岡市 久留米市 柳川市 八女市 春日市 宗像市 うきは市 朝倉市 佐賀市 鹿島市 嬉野市 有田町 長崎市 島原市 諫早市 大村市 平戸市 対馬市 壱岐市 雲仙市 新上五島町 人吉市 菊池市 宇城市 阿蘇市 南小国町 山都町 芦北町 大分市 日田市 佐伯市 臼杵市 竹田市 杵築市 宇佐市 玖珠町 椎葉村 出水市 霧島市 奄美市 喜界町
沖縄県 土木部建築部住宅課企画班	098-866-2418(直通)	那覇市	

【国土交通省担当窓口】 住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 | 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎3号館 TEL: 03-5253-8111(代)